

株主総会ご来場株主様へのお土産のご提供
はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し
あげます。

定時株主総会における新型コロナウイルス
感染症の拡大防止に向けた当社の対応な
らびに株主様へのお願いにつきましては、
同封のご案内をご覧ください。

第97回

定時株主総会招集のご通知

開催
日時

2021年6月23日(水曜日)
午前10時(受付開始予定：午前9時)

開催
場所

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件



書面または
インターネットによる
議決権行使期限

2021年6月22日(火曜日)
午後6時まで

インターネットによるライブ中継のご案内
詳細は7～8頁をご覧ください

アクセスは
こちら



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末から、招集の
ご通知の閲覧と議決権行使
ができます。

アクセスは
こちら



<https://s.srdb.jp/7267/>

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月に代表取締役社長に就任し、新たな経営体制でスタートいたしました。Hondaの更なる発展に向け努力をいたす所存ですので、株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年度の連結経営成績は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少はあったものの、事業活動の見直しによる販売費及び一般管理費の抑制やコストダウン効果に加え、金融事業でのクレジット損失引当金の計上差などにより、営業利益は6,602億円と前年度を上回りました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、持分法による投資利益の増加もあり、6,574億円と前年度を上回りました。

2021年度の連結業績見通しは、原材料価格高騰の影響や半導体供給不足の懸念、クレジット損失引当金の計上差などはあるものの、販売台数の増加、生産能力の適正化やものづくりの効率化といった、既存事業の盤石化に向けた取り組みを進めることにより、営業利益は6,600億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,900億円を計画しています。

2020年度の年間配当金は、1株当たり110円といたしました。2021年度の年間配当金の予想は、2020年度と同額の1株当たり110円としております。

新型コロナウイルス感染症の拡大影響によって、世界的に様々な事業影響を受ける中、それに負けない強固な事業体質を築くべく、「既存事業の盤石化」と「将来の成長に向けた仕込み」に取り組んできました。既存事業の盤石化については、四輪事業を中心に引き続き事業体質強化の施策に取り組み、成果を確実に刈り取っていきます。

一方、今後、社会が変化していく中で、Hondaはお客さまに提供すべき価値を「地球環境への負荷をなくすこと」、「尊い命を守る安全を達成すること」と定め、「2050年カーボンニュートラル」と「2050年に全世界でHondaの二輪、四輪製品が関与する交通事故死者ゼロ」の実現を目指し、徹底的に取り組んでいくことを決めました。

その実現に向け、電動化や全方位安全運転支援技術の投入など環境、安全の領域でチャレンジングな目標を掲げ、全社一丸となり取り組んでまいります。

また、将来の仕込みとして、環境と安全の領域に加え、さらに次の夢としてモビリティの三次元、四次元への拡大を目指し、空、海洋、宇宙、ロボットなどの研究を進めてまいります。

こうした価値提供を通じて、Hondaは社会の変革や暮らしの質を向上させようと、意思を持って動き出そうとしている、世界中全ての人にパワーを与えることができる会社でありたいと考えています。それはすなわち、世界中の人々から「存在を期待される企業」となることでもあります。

この目指す姿の実現に向けては、事業環境の変化に対してレジリエントな体質をつくるとともに、「本質を追求すること、独創的であること」という、Hondaならではの価値にこだわりながら、スケールの大きな施策を迅速に実行してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、時節柄、くれぐれもご自愛ください。

2021年6月

代表取締役社長 **三部 敏宏**



目次

招集のご通知	03
第97回定時株主総会招集のご通知	
株主総会参考書類	09
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
事業報告	29
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会社の体制及び方針	
連結計算書類	52
連結財政状態計算書	
連結損益計算書	
計算書類	54
貸借対照表	
損益計算書	
監査報告	56
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	
計算書類に係る会計監査人の監査報告	
監査等委員会の監査報告	

第97回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な対策を実施したうえで、開催させていただくことといたします。

株主の皆さまにおかれましては、ご自身の健康と安全を確保するため、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、ご自身の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

書面またはインターネットによって議決権をご行使いただく場合は、お手数をおかけいたしますが、後記の株主総会参考書類(9～27頁)をご検討いただき、議決権行使のご案内(5～6頁)に記載の方法により、**2021年6月22日(火曜日)午後6時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、開会から閉会までの状況をインターネットにてライブ中継いたします。詳細は7～8頁をご覧ください。

敬 具

記

日 時	2021年6月23日(水曜日)午前10時(受付開始予定：午前9時)
場 所	東京都港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル
目的事項	
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役11名選任の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の項目につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

- 事業報告 …………… 企業集団の現況に関する事項
 - 財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な拠点等
 - 従業員の状況
 - 会社の株式に関する事項
 - 発行済株式の総数、株主数、大株主
 - 会社の新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 社外役員の当年度における主な活動状況等
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 会計監査人の状況
 - 会社の体制及び方針
 - 業務の適正を確保するための体制
 - 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 連結計算書類 …………… 連結包括利益計算書(ご参考)
 - 連結持分変動計算書
 - 連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)
 - セグメント情報(ご参考)
 - 連結注記表
- 計算書類 …………… 株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、監査等委員会および会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

■ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

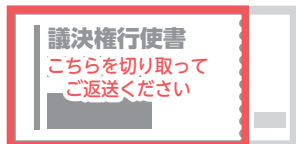
当社ウェブサイト ▶ <https://www.honda.co.jp/investors/>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営にご参加いただく重要な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には、以下の方法がございます。

書面で 議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、上記のように切り取ってご返送ください。

議決権行使期限

2021年
6月22日(火)
午後6時到着分まで

インターネットで 議決権を行使する方法



当社指定の議決権行使ウェブサイト、またはスマートフォンにて議案の賛否をご入力ください。
行使方法は6頁をご覧ください。

議決権行使期限

2021年
6月22日(火)
午後6時まで

株主総会に 出席する方法



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時

2021年
6月23日(水)
午前10時

- 議決権行使書面において、議案に賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。株主様でない代理人や同伴の方など、株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。



「招集のご通知」をインターネットで簡単・便利に

「ネットで招集」のご案内

アクセスはこちら▶
<https://s.rdb.jp/7267/>



「ネットで招集」とは

「ネットで招集」にアクセスいただくと、「招集のご通知」の主な掲載内容を、スマートフォンをはじめ様々なデバイスでご覧いただけます。

スマートフォンでの議決権行使もできます

「ネットで招集」トップページ右上の「議決権行使」ボタンを押すと、お手持の端末のカメラが起動します。カメラで議決権行使書用紙のQRコードを撮影すれば、スマートフォンで議決権行使ができる画面にアクセスいただけます。

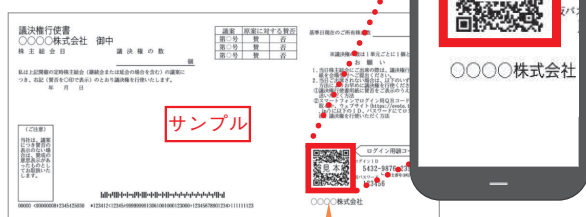


「ネットで招集」トップ画面

議決権行使期限 **2021年6月22日(火) 午後6時まで**

スマートフォンによる行使方法

同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取る



「ログイン用QRコード」はこちら

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

❗ QRコード読取によるログインでの行使は1回に限り可能です。

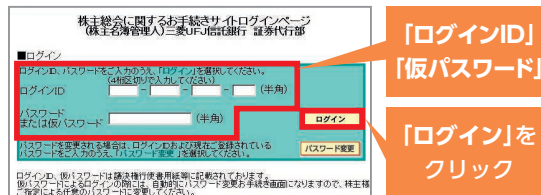
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、「パソコン等による行使方法」より行使をお願いいたします。

パソコン等による行使方法

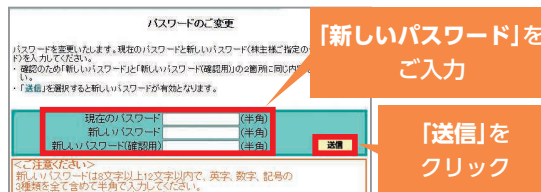
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 ログインする
お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 新しいパスワードを登録



以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。
システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**
(受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

インターネットによるライブ中継のご案内

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、株主の皆さまに来場を控えていただくようご協力をお願いしております。当社としましてはそのような環境下にあっても、Hondaへのご理解を深めていただくため、定時株主総会のインターネットによるライブ中継を行います。

配信日時

2021年6月23日(水)
午前10時から株主総会終了時刻まで

- ① 配信ページは、開始時刻30分前(午前9時30分)頃に開設予定です。
- ① 配信終了後のライブ中継動画の掲載はございません。上記配信日時にご視聴ください。

視聴方法

パソコンまたはスマートフォンから、
以下のウェブサイトアクセスしてください

<https://www.virtual-sr.jp/users/honda2021/login.aspx>



IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記の内容を入力してください。

書面により議決権をご行使いただく場合は、議決権行使書を投函する前に、必ず株主番号を手元にお控えください。

ID

「株主番号」(数字8桁、ハイフン無し)

パスワード

ご登録住所の郵便番号(数字7桁、ハイフン無し、2021年3月末時点)

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 冊

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

基本日現在の所有株式数 _____ 冊
※議決権の数は1単位ごとに1冊となります。
お 願 い
1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を全額揃ってご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によるお届の届出を必ずご提出ください。
① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(例: <https://www.honda.co.jp>)から以下の1)B、パスワードが記してログイン後、議決権を行使いただく方法。

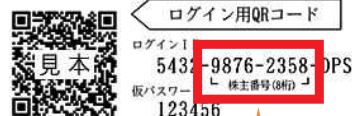
ログイン用QRコード
見本
5432-9876-2358-DPS
123456

〇〇〇株式会社

00000 ③000000812345625000 +1234512123456999999912061001000123000+1234567890123451111111123

ご参考

上記の株主番号は議決権行使書用紙
右下に記載されております。



「株主番号」(数字8桁、ハイフン無し)

<ご留意事項>

- インターネットによるライブ中継を通じて質問、議決権行使等を承ることはできません。
議決権行使書またはインターネットによる議決権行使により事前にご行使いただけますようお願いいたします
〔第97回定時株主総会招集ご通知〕5頁参照。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および登壇者席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主様が映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ライブ中継の音声は日本語のみです。
- ライブ中継の映像や音声データを公開・転載・複製すること、およびID(株主番号)、パスワードやログイン方法を第三者に伝えることを禁止いたします。
- ライブ中継のご視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)によっては、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴できない場合がございます。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断、中止などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 何らかの事情によりライブ中継を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<当社ウェブサイト> https://www.honda.co.jp/investors/stock_bond/meeting.html

ID(株主番号)およびパスワードに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

 **0120-191-060**

2021年6月23日(水)〈株主総会当日〉

午前9時から株主総会終了まで

ライブ中継(視聴不具合等)に関する
お問い合わせ

株式会社Jストリーム ライブサポート係

054-333-9218

2021年6月23日(水)〈株主総会当日〉

午前9時30分から株主総会終了まで

1. 提案の理由

(1) 指名委員会等設置会社への移行

当社は従来から、基本理念に立脚し、株主・投資家の皆さまをはじめ、お客様、社会からの信頼を高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、「存在を期待される企業」となるため、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

今回、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、経営の監督機能の更なる強化を実現するため、過半数の社外取締役によって構成される3つの委員会を有し、かつ取締役会から法的に明確な責任を負う執行役へ大幅に業務執行権限を委譲することが可能な指名委員会等設置会社へ移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に関する条項の新設、監査等委員および監査等委員会に関する条項の削除、その他の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

(3) 剰余金の配当回数の変更

当社は、現行定款第34条にて剰余金の配当の基準日を6月30日、9月30日、12月31日、3月31日の年4回と定めておりますが、今後、事業環境が変化していく中においても、連結配当性向30%を目安に、株主の皆さまに対するより安定的・継続的な利益還元に努めるべく、配当政策を変更し、剰余金の配当の時期を中間および期末の年2回といたしたいと存じます。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

(4) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴う条数の整備のほか、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、本株主総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 [条文省略]</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u></p> <p>[新設] (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第12条 [条文省略]</p> <p>(招集者) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めるところに従い、取締役会長又は<u>取締役社長</u>がこれにあたる。取締役会長及び<u>取締役社長</u>とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条～第3条 [現行どおり]</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「指名委員会等」という。)</u> (3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第12条 [現行どおり]</p> <p>(招集者) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>執行役社長兼務の取締役</u>がこれを招集する。<u>当該取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めるところに従い、取締役会長又は<u>執行役社長</u>がこれにあたる。取締役会長及び<u>執行役社長</u>とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は<u>執行役</u>がこれにあたる。</p> <p>[削除]</p>

現行定款	変更案
<p>[新設]</p> <p>第16条～第18条</p> <p>[条文省略]</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>20名以内とし、そのうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらない。 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から、<u>取締役社長1名を選定し、又取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役社長は、会社を代表する。 取締役会は、その決議によって、前項のほか、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から、会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第24条～第26条</p> <p>[条文省略]</p>	<p>(株主総会資料の電子提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p>第16条～第18条</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらない。 [削除]</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 [削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長1名を選定することができる。 [削除]</p> <p>第23条～第25条</p> <p>[現行どおり]</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当会社の取締役会は、その決議によって、<u>重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 [条文省略]</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会) 第30条 監査等委員会に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(監査等委員会招集の通知) 第31条 監査等委員会招集の通知は、会日より3日前に、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>[新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]</p>	<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>報酬委員会の決議によって定める。</u></p> <p>[削除]</p> <p>第27条 [現行どおり] [削除] [削除] [削除]</p> <p>第5章 指名委員会等</p> <p>(指名委員会等) 第28条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。 <u>指名委員会等に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、取締役会の決議により定める指名委員会規則、監査委員会規則及び報酬委員会規則による。</u></p> <p>第6章 執行役</p> <p>(執行役の選任) 第29条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>(執行役の任期) 第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>(役付執行役) 第31条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から、<u>執行役社長1名を選定するほか、執行役副社長、執行役専務及び執行役常務各若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
[新設]	(代表執行役) 第32条 執行役社長は、会社を代表する。 取締役会は、その決議によって、前項のほか、執行役の中から、会社を代表する執行役を選定することができる。
[新設]	(執行役の報酬) 第33条 執行役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。
[新設]	(執行役の責任免除) 第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
第6章 計算 第32条～第33条 [条文省略]	第7章 計算 第35条～第36条 [現行どおり]
(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日とする。 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日及び3月31日とする。 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第35条 [条文省略]	第38条 [現行どおり]
附則 第1条 [条文省略]	附則 第1条 [現行どおり]
[新設]	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第15条の削除及び変更定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。

第2号議案

取締役11名選任の件

現在の取締役13名全員は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、指名委員会等設置会社へ移行いたします。

つきましては、社外取締役5名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更が発効することを条件として、生じるものといたします。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	再任 <small>みこしば としあき</small> 神子柴 寿昭	取締役会長	取締役会議長	11回/11回 100%	—
2	再任 <small>みべ としひろ</small> 三部 敏宏	代表取締役社長	最高経営責任者	9回/9回 100%	—
3	再任 <small>くらいし せいじ</small> 倉石 誠司	代表取締役副社長	最高執行責任者、 コーポレートブランドオフィサー	11回/11回 100%	—
4	再任 <small>たけうち こうへい</small> 竹内 弘平	専務取締役	最高財務責任者、 コンプライアンスオフィサー	11回/11回 100%	—
5	新任 <small>すずき あさこ</small> 鈴木 麻子	執行職		—	—
6	再任 <small>すずき まさふみ</small> 鈴木 雅文	取締役 (常勤監査等委員)		11回/11回 100%	10回/10回 100%
7	再任 <small>さかい くにひこ</small> 酒井 邦彦	社外取締役 独立役員	取締役 (監査等委員)	11回/11回 100%	10回/10回 100%
8	再任 <small>こくぶ ふみや</small> 國分 文也	社外取締役 独立役員	取締役	8回/9回 89%	—
9	新任 <small>おがわ よういちろう</small> 小川陽一郎	社外取締役 独立役員	—	—	—
10	新任 <small>ひがし かずひろ</small> 東 和浩	社外取締役 独立役員	—	—	—
11	新任 <small>ながた りょうこ</small> 永田 亮子	社外取締役 独立役員	—	—	—

(注) 代表取締役社長 三部敏宏および取締役 國分文也の両氏の出席状況は、2020年6月19日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1

みこしばとしあき
神子柴 寿昭

生年月日
1957年11月15日

再任



地位	取締役会長	担当	取締役会議長
----	-------	----	--------

- 所有する当社株式の数
48,300株
- 取締役会出席状況
開催11回／出席11回(100%)
- 当社との特別の利害関係
なし
- 取締役在任年数(本株主総会終結時)
4年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2017年4月	当社営業担当
2011年4月	广汽本田汽车有限公司総経理	2017年6月	同 専務取締役
2014年4月	当社常務執行役員	2018年4月	ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド 取締役社長 最高経営責任者
2014年4月	同 欧州地域本部長	2018年11月	同 取締役会長 最高経営責任者
2014年4月	ホンダモーターヨーロッパ・リミテッド 取締役社長	2018年11月	アメリカンホンダモーターカンパニー・ インコーポレーテッド取締役会長 最高経営責任者
2015年4月	当社専務執行役員	2019年4月	当社取締役会長(現在)
2016年4月	同 北米地域本部長	2019年4月	同 取締役会議長(現在)
2016年4月	ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド 取締役社長	2019年4月	同 渉外担当取締役
2016年4月	アメリカンホンダモーターカンパニー・ インコーポレーテッド取締役社長 最高経営責任者		

取締役候補者とした理由

神子柴寿昭氏は、豊富な海外経験と営業領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2020年度は、取締役会長、渉外担当として当社の対外的機能の強化を担うとともに、取締役会議長として取締役会の運営を行い、グローバル視点で業務執行を監督するなど、その職責を十分に果たしております。人格・見識ともに優れた人物であり、今後も客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般についての監督の役割を担うに相応しいことから、引き続き取締役の候補者といたしました。



地位

代表取締役社長

担当

最高経営責任者

● 所有する当社株式の数
19,400株

● 取締役会出席状況
開催9回／出席9回(100%)

● 当社との特別の利害関係
なし

● 取締役在任年数(本株主総会最終時)
1年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2019年4月	当社知的財産・標準化担当
2012年4月	(株)本田技術研究所常務執行役員	2020年4月	同 専務執行役員
2014年4月	当社執行役員	2020年4月	同 ものづくり担当(研究開発、生産、購買、品質、パーツ、サービス、知的財産、標準化、IT)
2014年4月	同 四輪事業本部パワートレイン事業統括	2020年4月	同 リスクマネジメントオフィサー
2014年4月	同 四輪事業本部生産統括部パワートレイン生産企画統括部長	2020年6月	同 専務取締役
2015年4月	同 四輪事業本部パワートレイン・駆動系事業統括	2020年6月	同 ものづくり担当取締役(研究開発、生産、購買、品質、パーツ、サービス、知的財産、標準化、IT)
2015年4月	同 四輪事業本部生産統括部駆動系統括部長	2021年4月	同 代表取締役社長(現在)
2016年4月	(株)本田技術研究所取締役 専務執行役員	2021年4月	同 最高経営責任者(現在)
2018年4月	当社常務執行役員		
2018年4月	(株)本田技術研究所取締役副社長		
2019年4月	同 代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

三部敏宏氏は、研究開発・生産領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2020年度は、ものづくり担当および(株)本田技術研究所代表取締役社長を務めました。また、2021年4月からは、当社の代表取締役社長、最高経営責任者として力強いリーダーシップを発揮し当社グループ全体の経営に対する責任を負うとともに、業務執行を監督し、その職責を十分に果たしております。

人格・見識ともに特に優れた人物であり、今後も2030年ビジョンの実現に向けて、経営者としての役割を担うに相応しいことから、引き続き取締役の候補者いたしました。

候補者番号

3

くらし せいじ
倉石 誠司

生年月日
1958年7月10日

再任



地位	代表取締役副社長	担当	最高執行責任者、 コーポレートブランドオフィサー
----	----------	----	-----------------------------

- 所有する当社株式の数
38,700株
- 取締役会出席状況
開催11回／出席11回(100%)
- 当社との特別の利害関係
なし
- 取締役在任年数(本株主総会終結時)
5年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2016年6月	同	リスクマネジメントオフィサー
2011年4月	同 取締役 執行役員	2016年6月	同	コーポレートブランドオフィサー(現在)
2011年6月	同 執行役員(取締役を退任)	2017年4月	同	最高執行責任者(現在)
2013年11月	本田技研科技(中国)有限公司総経理	2017年4月	同	戦略・事業・地域担当
2014年4月	当社常務執行役員	2017年6月	同	代表取締役副社長(現在)
2016年4月	同 専務執行役員	2019年4月	同	戦略・事業・地域担当取締役
2016年6月	同 代表取締役 副社長執行役員	2019年4月	同	四輪事業本部長

取締役候補者とした理由

倉石誠司氏は、豊富な海外経験とサプライチェーン・マネジメントや営業領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。

2020年度は、代表取締役副社長、最高執行責任者、戦略・事業・地域担当として力強いリーダーシップを発揮し当社グループ全体の執行に対する責任を負うとともに、業務執行を監督し、その職責を十分に果たしております。

人格・見識ともに特に優れた人物であり、今後も2030年ビジョンの実現に向けて、経営者としての役割を担うに相応しいことから、引き続き取締役の候補者いたしました。

候補者番号

4

たけうち
竹内

こうへい
弘平

生年月日
1960年2月10日

再任



地位	専務取締役	担当	最高財務責任者、 コンプライアンスオフィサー
----	-------	----	---------------------------

- 所有する当社株式の数
27,900株
- 取締役会出席状況
開催11回／出席11回(100%)
- 当社との特別の利害関係
なし
- 取締役在任年数(本株主総会最終時)
8年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2017年6月	同 専務取締役(現在)
2011年4月	同 執行役員	2019年4月	同 財務・管理担当取締役(経理、財務、 人事、コーポレートガバナンス、IT)
2013年4月	同 事業管理本部長	2019年4月	同 コンプライアンスオフィサー(現在)
2013年6月	同 取締役 執行役員	2020年4月	同 財務・管理担当取締役(経理、財務、 人事、コーポレートガバナンス)
2015年4月	同 取締役 常務執行役員	2021年4月	同 最高財務責任者(現在)
2016年4月	同 取締役 専務執行役員		
2016年4月	同 安全運転普及本部長		
2017年4月	同 財務・管理担当(経理、財務、人事、 コーポレートガバナンス、IT)		

取締役候補者とした理由

竹内弘平氏は、豊富な海外経験と経理・財務領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。

2020年度は、財務・管理担当として高い専門性と力強いリーダーシップを発揮し当社グループ全体の執行に対する責任を負うとともに、業務執行を監督し、その職責を十分に果たしております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後も2030年ビジョンの実現に向けて、経営者としての役割を担うに相応しいことから、引き続き取締役の候補者といたしました。

招集のご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

すずき
鈴木

あさこ
麻子

生年月日
1964年1月28日

新任



地位

執行職

- 所有する当社株式の数
10,700株
- 取締役会出席状況
—
- 当社との特別の利害関係
なし
- 取締役在任年数(本株主総会終結時)
—

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2019年4月	同	人事・コーポレートガバナンス本部長
2014年4月	東風本田汽車有限公司総経理	2020年4月	同	執行職(現在)
2016年4月	当社執行役員			
2018年4月	同 日本本部副本部長			

取締役候補者とした理由

鈴木麻子氏は、豊富な海外経験と営業、経理・財務、人事・コーポレートガバナンス領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。

2020年度は、人事・コーポレートガバナンス本部長として高い専門性と力強いリーダーシップを発揮しており、十分な実績をあげております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後も客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般についての監督の役割を担うに相応しいことから、新たに取締役の候補者といたしました。

候補者番号

6

すずき まさふみ
鈴木 雅文

生年月日
1964年4月23日

再任



地位

取締役(常勤監査等委員)

- 所有する当社株式の数
55,420株
- 取締役会出席状況
開催11回／出席11回(100%)
- 監査等委員会出席状況
開催10回／出席10回(100%)
- 当社との特別の利害関係
なし
- 取締役(監査等委員)
在任年数(本株主総会終結時)
4年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社

2012年4月 同 欧州地域・CIS中近東アフリカ本部
地域事業企画室長

2013年4月 同 事業管理本部経理部長

2017年6月 同 取締役(常勤監査等委員)(現在)

取締役候補者とした理由

鈴木雅文氏は、当社の事業管理本部経理部長を務めるなど、経理・財務領域に関する高い専門性と豊富な経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。

2020年度は、監査等委員である取締役として取締役の職務執行を監査・監督し、その職責を十分に果たしております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後も客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般についての監督の役割を担うに相応しいことから、引き続き取締役の候補者といたしました。

招集のご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

さ かい く に ひ こ
酒井 邦彦

生年月日
1954年3月4日

再任 社外 独立役員



地位 取締役(監査等委員)

- 所有する当社株式の数
800株
- 取締役会出席状況
開催11回／出席11回(100%)
- 監査等委員会出席状況
開催10回／出席10回(100%)
- 当社との特別の利害関係
なし
- 社外取締役(監査等委員)
在任年数(本株主総会終結時)
2年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	東京地方検察庁検事	2017年4月	第一東京弁護士会登録
2012年6月	法務総合研究所長	2017年4月	TMI総合法律事務所顧問弁護士(現在)
2014年7月	高松高等検察庁検事長	2018年6月	古河電気工業㈱社外監査役(現在)
2016年9月	広島高等検察庁検事長(2017年3月 退官)	2019年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現在)

(重要な兼職の状況)

弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、古河電気工業㈱社外監査役

1. 社外取締役候補者とした理由

酒井邦彦氏は、検察官、弁護士としての職務経験を有し、2014年7月から2017年3月まで高等検察庁検事長を務めるなど、法律の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。

2019年6月からは、監査等委員である社外取締役として独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督いただき、その職責を十分に果たしております。

過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、人格・見識ともに優れた人物であり、高い専門性と豊富な経験を活かして、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただくことができると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

2. 選任された場合に果たすことが期待される役割

選任後は、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会および監査委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスの透明性・客観性強化および監査機能強化の役割を果たしていただくことを期待しております。

3. その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 酒井邦彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(2) 酒井邦彦氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。

候補者番号

8

こくぶ ふみや
國分 文也

生年月日
1952年10月6日

再任 社外 独立役員



地位 取締役

- 所有する当社株式の数
300株
- 取締役会出席状況
開催9回／出席8回(89%)
- 当社との特別の利害関係
なし
- 社外取締役在任年数(本株主総会終結時)
1年

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月	丸紅(株)入社	2019年4月	同 取締役会長(現在)
2012年4月	同 副社長執行役員	2019年6月	大成建設(株)社外取締役(現在)
2012年6月	同 代表取締役 副社長執行役員	2020年6月	当社社外取締役(現在)
2013年4月	同 代表取締役社長		

(重要な兼職の状況)

丸紅(株)取締役会長、大成建設(株)社外取締役

1. 社外取締役候補者とした理由

國分文也氏は、2013年から丸紅(株)の社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2020年6月からは、社外取締役として独立した立場から当社の経営全般について監督いただき、その職責を十分に果たしております。

人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

2. 選任された場合に果たすことが期待される役割

選任後は、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として、取締役の候補者選任プロセスおよび取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。

3. その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 國分文也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (2) 現在國分文也氏が在籍している丸紅(株)と当社、およびそれぞれの主要な連結子会社との間で取引関係がありますが、年間取引金額は、当社および相手方の連結売上収益の1%未満であり、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。

候補者番号

9

おがわ よういちろう
小川 陽一郎

生年月日
1956年2月19日

新任 社外 独立役員



地位

—

● 所有する当社株式の数

—株

● 取締役会出席状況

—

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役在任年数(本株主総会終結時)

—

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社

1984年3月 公認会計士登録

2011年6月 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国) 取締役会副会長

2013年10月 有限責任監査法人トーマツ Deputy CEO

2013年10月 トーマツ グループ(現デロイト トーマツ グループ) Deputy CEO

2015年6月 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国) アジア太平洋地域 代表
(2018年5月 退任)

2015年7月 デロイト トーマツ グループ CEO

2018年6月 同 シニアアドバイザー
(2018年10月 退任)

2018年11月 小川陽一郎公認会計士事務所長(現在)

2020年6月 (株)リクルートホールディングス社外監査役
(現在)

(重要な兼職の状況)

公認会計士、小川陽一郎公認会計士事務所長、(株)リクルートホールディングス社外監査役

1. 社外取締役候補者とした理由

小川陽一郎氏は、長年にわたる公認会計士としての職務経験を有し、2015年7月から2018年5月までデロイト トーマツ グループのCEOを務めるなど、会計の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただくため、新たに社外取締役候補者いたしました。

2. 選任された場合に果たすことが期待される役割

選任後は、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、監査委員会の委員長および報酬委員会の委員として、監査機能強化および取締役・執行役の報酬決定プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。

3. その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 小川陽一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(2) 過去に小川陽一郎氏が在籍していたデロイトグループと当社および当社の主要な連結子会社との間で取引関係がありますが、年間取引金額は、当社および相手方の連結売上収益の1%未満であり、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。



地位

—

- 所有する当社株式の数
—株
- 取締役会出席状況
—
- 当社との特別の利害関係
なし
- 社外取締役在任年数(本株主総会終結時)
—

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	りそなグループ入社	2017年4月	㈱りそな銀行取締役会長
2011年4月	㈱りそなホールディングス取締役	2017年4月	同 代表取締役社長
2011年4月	同 代表執行役副社長	2017年6月	一般社団法人大阪銀行協会会長 (2018年6月 退任)
2011年4月	㈱りそな銀行執行役員	2018年4月	㈱りそな銀行取締役会長
2012年4月	同 代表取締役副社長	2018年4月	同 代表取締役社長
2012年4月	同 執行役員	2018年4月	同 執行役員
2013年4月	㈱りそなホールディングス取締役	2020年4月	㈱りそなホールディングス取締役会長(現在)
2013年4月	同 代表執行役社長	2020年4月	㈱りそな銀行取締役会長(現在)
2013年4月	㈱りそな銀行代表取締役社長	2020年6月	SOMPOホールディングス(㈱社外取締役 現在)
2013年4月	同 執行役員		
2013年6月	一般社団法人大阪銀行協会会長 (2014年6月 退任)		

(重要な兼職の状況)

㈱りそなホールディングス取締役会長、㈱りそな銀行取締役会長、SOMPOホールディングス(㈱社外取締役)

1. 社外取締役候補者とした理由

東和浩氏は、2013年4月から㈱りそなホールディングスの社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただくため、新たに社外取締役候補者としていたしました。

2. 選任された場合に果たすことが期待される役割

選任後は、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員として、取締役・執行役の報酬決定プロセスおよび取締役の候補者選任プロセスの透明性・客観性強化の役割を果たしていただくことを期待しております。

3. その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 東和浩氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (2) 現在東和浩氏が在籍している㈱りそなホールディングスおよびその子会社からの過去3事業年度の当社グループの総借入額は、双方の連結総資産の1%未満であり、同氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。同氏が取締役選任に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
- (3) 2021年3月31日時点において、当社は㈱りそなホールディングスの株式を保有していません。

候補者番号

11

ながた りょうこ
永田 亮子

生年月日
1963年7月14日

新任 社外 独立
役員



地位

—

- 所有する当社株式の数
— 株
- 取締役会出席状況
—
- 当社との特別の利害関係
なし
- 社外取締役在任年数(本株主総会終結時)
—

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 日本たばこ産業(株)入社
2008年6月 同 執行役員

2018年3月 同 常勤監査役(現在)

(重要な兼職の状況)

日本たばこ産業(株)常勤監査役

1. 社外取締役候補者とした理由

永田亮子氏は、2008年から日本たばこ産業(株)の執行役員・監査役を務めるなど、企業経営および監査に関する豊富な経験と高い見識を有しております。人格・見識ともに優れた人物であり、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。

2. 選任された場合に果たすことが期待される役割

選任後は、当社の経営の監督機能強化に貢献いただくとともに、監査委員会の委員として、監査機能強化の役割を果たしていただくことを期待しております。

3. その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 永田亮子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (2) 永田亮子氏は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 責任限定契約の内容の概要

酒井邦彦および國分文也の両氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、当社は、酒井邦彦、國分文也、小川陽一郎、東和浩および永田亮子の各氏が取締役 に再任または選任され就任した場合には、各氏との間で、当該責任限定契約を継続または締結する予定であります。

2. 補償契約の内容の概要

当社は、11名の候補者が、取締役に再任または選任され就任した場合には、各取締役との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結することを予定しており、同項第1号に定める費用を法定の範囲内において当社が補償することとしております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

神子柴寿昭、三部敏宏、倉石誠司、竹内弘平、鈴木雅文、酒井邦彦および國分文也の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、各氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

また、11名の候補者が、取締役に再任または選任され就任した場合には、各取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考：委員会の構成予定>

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役11名選任の件」が承認可決された場合の委員会構成は、つぎのとおりを予定しております。

◎：委員長 ○：委員

候補者番号	氏名	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
2	三部 敏宏	○		
3	倉石 誠司			○
5	鈴木 麻子		○	
6	鈴木 雅文		○	
7	酒井 邦彦	○	○	
8	國分 文也	◎		○
9	小川陽一郎		◎	○
10	東 和浩	○		◎
11	永田 亮子		○	

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、本議案に関し、取締役候補者選定の考え方および選定の手続ならびに各候補者の経歴・専門性・業績・人格・見識・付与する役割等につき代表取締役から説明を受け、意見交換を行ったうえで、候補者の選定が「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」に定める指名方針に準じて行われているかを検討いたしました。その結果、選定の手続は適切であり、かつ、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしました。

■ 社外取締役の独立性判断基準

当社取締役会は、社外取締役が、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、現在または過去1年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主(注1)の業務執行者(注2)
 - (2) 当社の主要な取引先(注3)の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な借入先(注4)の業務執行者
 - (4) 当社の法定監査を行う監査法人の業務執行者または当社の監査業務の担当者
 - (5) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人、団体等である場合はその業務執行者)
2. 本人の近親者(注6)が、現在または過去1年間において、1(1)ないし(5)に該当しないこと。

以 上

2015年5月15日制定

2017年6月15日改定

2021年2月9日改定

- (注) 1. 大株主とは、事業年度末において、総議決権の10%以上の株式を直接または間接的に保有する株主をいう。
2. 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。
3. 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益または相手方の連結売上収益の2%を超えるものをいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
5. 多額とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。
6. 近親者とは、本人の配偶者または二親等内の親族をいう。
-

■ Hondaコーポレートガバナンス基本方針

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

投資家情報>経営方針>コーポレート・ガバナンス

[URL] <https://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当年度の当社、連結子会社および持分法適用会社(以下「当社グループ」という。)をとりまく経済環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大や世界的な半導体供給不足の影響などにより、厳しい状況が続きました。米国では、政府の景気刺激策の効果などはあったものの、失業率や個人消費の悪化などにより、景気は減速しました。欧州では、景気は厳しい状況にあるなかで、経済活動が抑制されており、弱い動きとなりました。アジアの景気においては、インド、タイ、インドネシアでは減速しました。一方、中国では政府の景気刺激策の効果などにより、緩やかに回復しました。日本では、経済活動が制限されており、景気は減速しました。

主な市場のうち、二輪車市場は前年度にくらべ、ブラジル、ベトナム、インド、タイでは

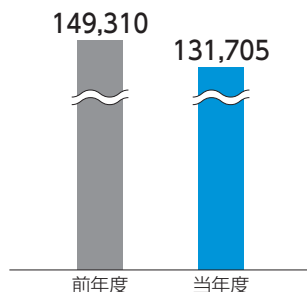
縮小、インドネシアでは大幅に縮小となりました。四輪車市場は前年度にくらべ、中国では回復しましたが、インド、米国、日本では縮小、インドネシア、ブラジル、欧州、タイでは大幅に縮小となりました。

このような中で、当社グループは、お客様や社会の多様なニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、企業体質の強化に努めてまいりました。研究開発面では、安全・環境技術や商品の魅力向上、モビリティの変革にむけた先進技術開発に外部とのオープンイノベーションも活用し、積極的に取り組みました。生産面では、生産体質の強化や、グローバルでの需要の変化に対応した生産配置と生産能力の適正化をさらに進めました。販売面では、新価値商品の積極的な投入や、グローバルでの商品の供給などにより、商品ラインアップの充実に取り組みました。

なお、2020年4月より、主な四輪商品開発

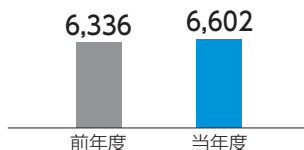
売上収益

(億円)



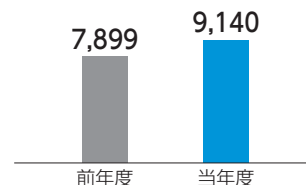
営業利益

(億円)



税引前利益

(億円)



機能を営業・生産・購買領域との一体運営体制へ変更しました。これにより、開発から生産まで一貫した効率のよいオペレーションを通じてものづくりを進化させます。また、(株)本田技術研究所を、設立時の趣旨である「未知の世界の開拓を通じた新価値創造」をさらに強化する体制に変更しました。

当年度の連結売上収益は、全ての事業における減少などにより、13兆1,705億円と前年度に比べ11.8%の減収となりました。

営業利益は、売上変動及び構成差に伴う利益減などはあったものの、販売費及び一般管理費

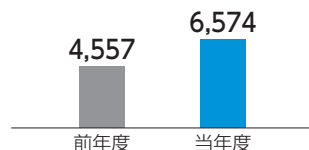
の減少やコストダウン効果などにより、6,602億円と前年度に比べ4.2%の増益となりました。税引前利益は、9,140億円と前年度に比べ15.7%の増益、親会社の所有者に帰属する当期利益は、6,574億円と前年度に比べ44.3%の増益となりました。

(億円)

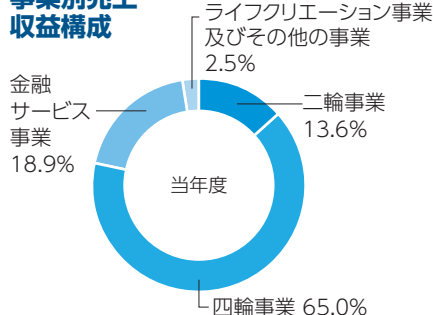
事業	売上収益		増減(ご参考)	
	前年度(ご参考)	当年度	増減	増減率(%)
二輪事業	20,593	17,872	△ 2,720	△ 13.2
四輪事業	99,590	85,672	△ 13,918	△ 14.0
金融サービス事業	25,869	24,942	△ 926	△ 3.6
ライフクリエーション事業及びその他の事業	3,256	3,217	△ 38	△ 1.2
合計	149,310	131,705	△ 17,604	△ 11.8

親会社の所有者に帰属する当期利益

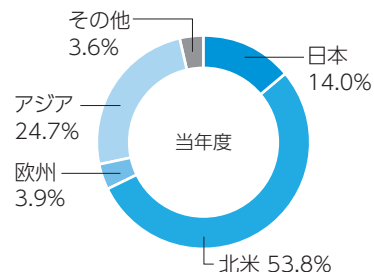
(億円)



事業別売上収益構成



仕向地別(外部顧客の所在地別)売上収益構成



二輪事業



売上収益

1兆7,872億円

前年度比 13.2%減 ↓

営業利益

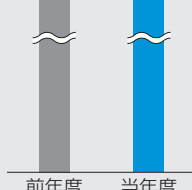
2,246億円

前年度比 21.4%減 ↓

売上収益

(億円)

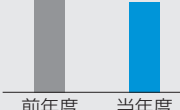
20,593 17,872



営業利益

(億円)

2,856 2,246



二輪事業の外部顧客への売上収益は、連結売上台数の減少などにより、1兆7,872億円と前年度にくらべ13.2%の減収となりました。営業利益は、コストダウン効果や販売費及び一般管理費の減少などはあったものの、台数変動及び構成差に伴う利益減などにより、2,246億円と前年度にくらべ21.4%の減益となりました。

連結売上台数は、前年度にくらべ17.4%減の10,264千台となりました。

最も連結売上台数が多い地域はアジアで、インドでActivaやShineの販売が好調でした。



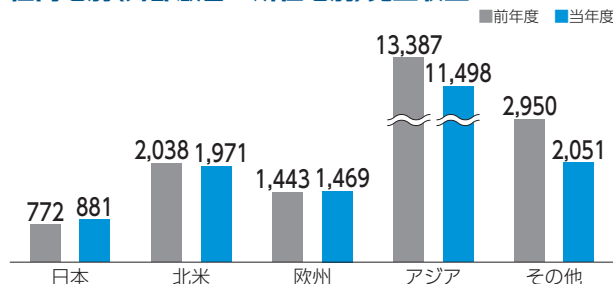
Activa(アクティバ)
販売国：インド、スリランカ



Shine(シャイン)
販売国：インド

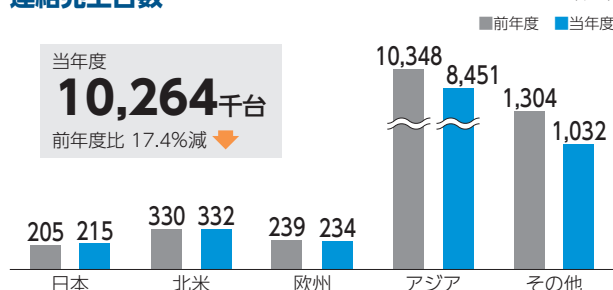
仕向地別(外部顧客の所在地別)売上収益

(億円)



連結売上台数

(千台)



四輪事業



売上収益

8兆5,672億円

前年度比 14.0%減 ↓

営業利益

902億円

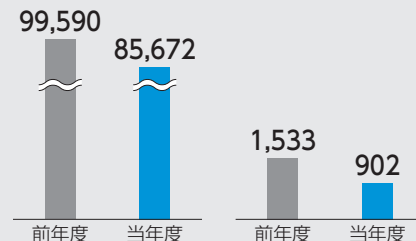
前年度比 41.1%減 ↓

売上収益

(億円)

営業利益

(億円)



四輪事業の外部顧客への売上収益は、連結売上台数の減少などにより、8兆5,672億円と前年度にくらべ14.0%の減収となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費の減少やコストダウン効果などはあったものの、台数変動及び構成差に伴う利益減などにより、902億円と前年度にくらべ41.1%の減益となりました。

連結売上台数は、前年度にくらべ21.1%減の2,617千台となりました。

最も連結売上台数が多い地域は北米で、米国でCR-VやCivicの販売が好調でした。



CR-V

販売国：中国、米国、カナダ、日本、他



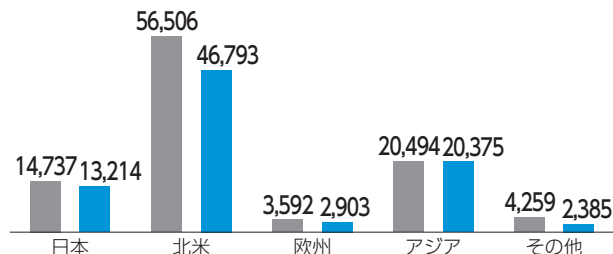
Civic(シビック)

販売国：中国、米国、カナダ、日本、他

仕向地別(外部顧客の所在地別)売上収益

(億円)

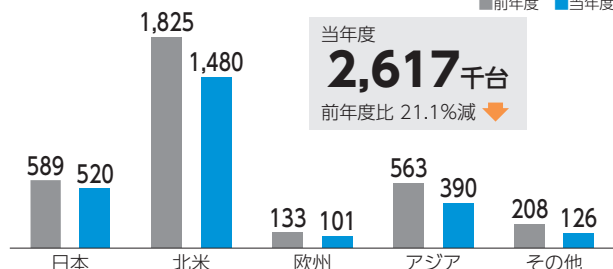
■前年度 ■当年度



連結売上台数

(千台)

■前年度 ■当年度



金融サービス事業



売上収益

2兆4,942億円

前年度比 3.6%減 ↓

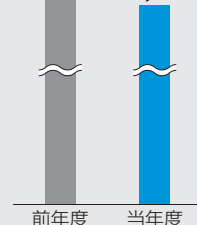
営業利益

3,569億円

前年度比 62.5%増 ↑

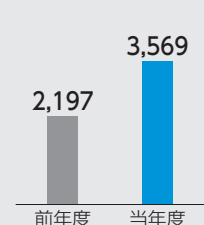
売上収益

25,869 24,942 (億円)



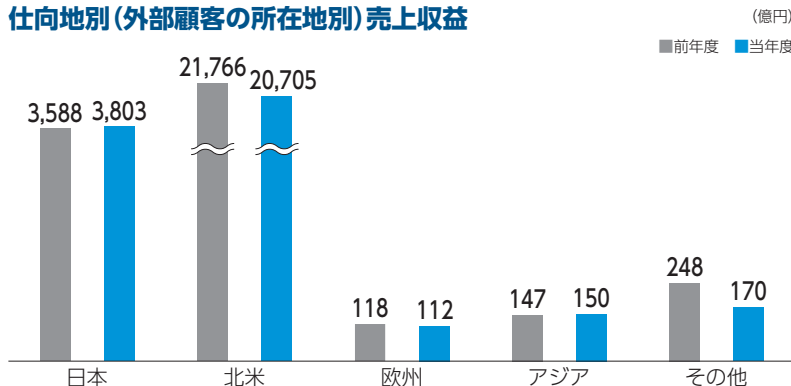
営業利益

2,197 3,569 (億円)



金融サービス事業の外部顧客への売上収益は、リース車両売却売上の減少などにより、2兆4,942億円と前年度に比べ3.6%の減収となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費の減少などにより、3,569億円と前年度に比べ62.5%の増益となりました。

仕向地別(外部顧客の所在地別)売上収益



金融サービス事業とは(ご参考)

お客様が製品を購入する際のローンやリースなどのサービスの提供を行っており、主に四輪車の販売に関連するものです。

ライフクリエーション事業及びその他の事業



売上収益

3,217億円

前年度比 1.2%減 ↓

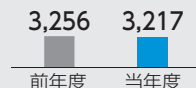
営業利益

△116億円

前年度比 134億円改善 ↑

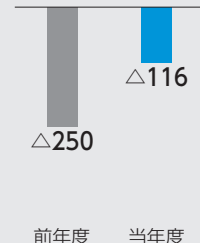
売上収益

(億円)



営業利益

(億円)



ライフクリエーション事業及びその他の事業の外部顧客への売上収益は、その他の事業の売上収益の減少などにより、3,217億円と前年度にくらべ1.2%の減収となりました。営業損失は、その他の事業の売上収益の減少などはあったものの、販売費及び一般管理費の減少やコストダウン効果などにより116億円と前年度にくらべ134億円の改善となりました。なお、ライフクリエーション事業及びその他の事業に含まれる航空機および航空機エンジンの営業損失は、323億円と前年度にくらべ99億円の改善となりました。

ライフクリエーション事業の連結売上台数は、前年度にくらべ1.4%減の5,623千台となりました。最も連結売上台数が多い地域は北米で、米国で汎用エンジンGCV160や芝刈機HRN216の販売が好調でした。



汎用エンジンGCV160

販売国：米国、欧州、アルゼンチン、他

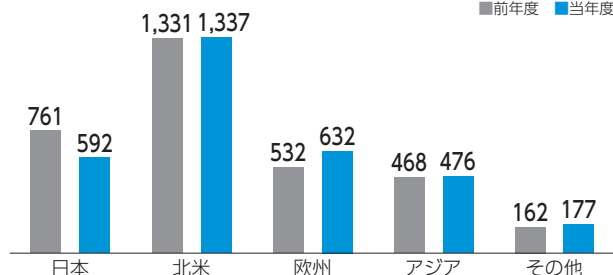


芝刈機HRN216

販売国：米国、オーストラリア、カナダ、他

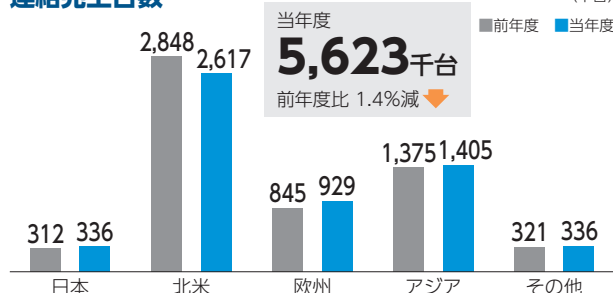
仕向地別(外部顧客の所在地別)売上収益

(億円)



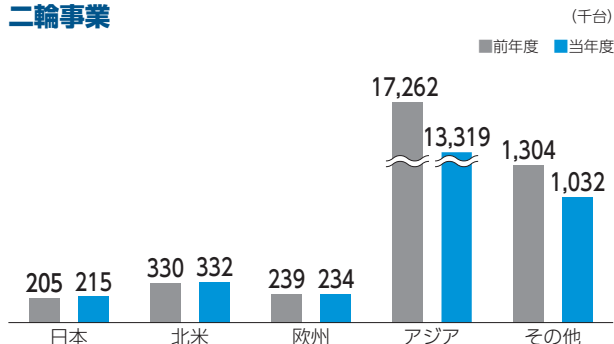
連結売上台数

(千台)



Honda グループ販売台数の概要

二輪事業



当年度グループ販売台数

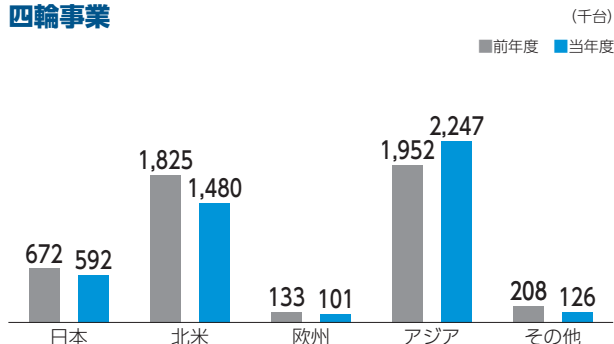
15,132 千台

前年度比
21.8%減



※ Hondaグループ販売台数は、当社および連結子会社、ならびに持分法適用会社の完成車(二輪車・ATV・Side-by-Side)販売台数です。一方、連結売上台数は、外部顧客への売上収益に対応する販売台数であり、当社および連結子会社の完成車販売台数です。

四輪事業



当年度グループ販売台数

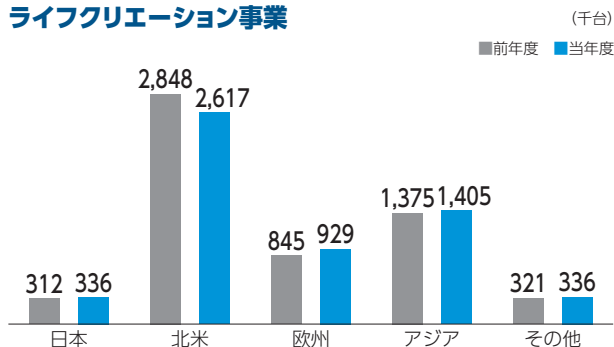
4,546 千台

前年度比
5.1%減



※ Hondaグループ販売台数は、当社および連結子会社、ならびに持分法適用会社の完成車販売台数です。一方、連結売上台数は、外部顧客への売上収益に対応する販売台数であり、当社および連結子会社の完成車販売台数です。また、当社の日本の金融子会社が提供する残価設定型クレジットが、国際会計基準(以下「IFRS」という。)においてオペレーティング・リースに該当する場合、当該金融サービスを活用して連結子会社を通して販売された四輪車は、四輪事業の外部顧客への売上収益に計上されないため、連結売上台数には含めていませんが、Hondaグループ販売台数には含めています。

ライフクリエーション事業



当年度グループ販売台数

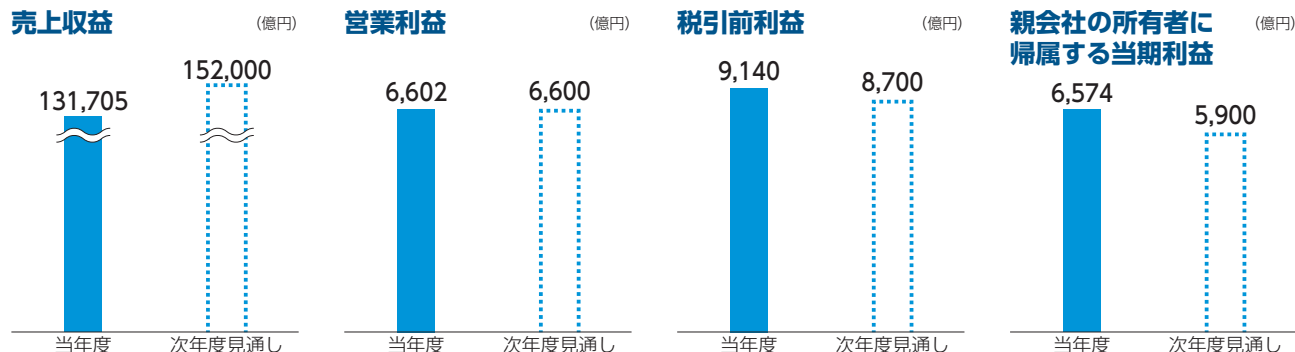
5,623 千台

前年度比
1.4%減



※ Hondaグループ販売台数は、当社および連結子会社、ならびに持分法適用会社のパワープロダクツ販売台数です。一方、連結売上台数は、外部顧客への売上収益に対応する販売台数であり、当社および連結子会社のパワープロダクツ販売台数です。なお、当社は、パワープロダクツを販売している持分法適用会社を有しないため、ライフクリエーション事業においては、Hondaグループ販売台数と連結売上台数に差異はありません。

次年度の見通し(ご参考)



現時点における2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日までの12ヵ月間)の連結業績の見通しは、上記のとおりです。

見通しの為替レートは、通期平均で1米ドル=105円を前提としています。

なお、2021年度の営業利益および税引前利益の見通しについて、対前年度の増減要因は、以下のとおりです。

売上変動及び構成差等	3,328
コストダウン効果・原材料価格変動影響等	△510
販売費及び一般管理費	△2,260
研究開発費	△910
為替影響	350
営業利益 対前年度	△2 億円
持分法による投資利益	△527
金融収益及び金融費用	88
税引前利益 対前年度	△440 億円

(注) 前述の業績見通しは、現時点で入手可能な情報に基づき当社の経営者が判断した見通しであり、リスクや不確実性を含んでいます。従いまして、これらの業績見通しにのみ全面的に依拠して投資判断を下すことは控えるようお願いいたします。実際の業績は、様々な重要な要素により、これらの業績見通しとは大きく異なる結果となり得ることを、ご承知おきください。実際の業績に影響を与え得る重要な要素には、当社、連結子会社および持分法適用会社の事業領域をとりまく経済情勢、市場の動向、為替相場の変動などが含まれます。また、利益増減要因の各項目については、当社が現在合理的であると判断する分類方法に基づき表示しています。

次年度の見通し (ご参考)

二輪事業

連結売上台数

(千台)

Honda グループ販売台数

(千台)

次年度連結売上台数

11,860千台

次年度Hondaグループ販売台数

18,000千台



四輪事業

連結売上台数

(千台)

Honda グループ販売台数

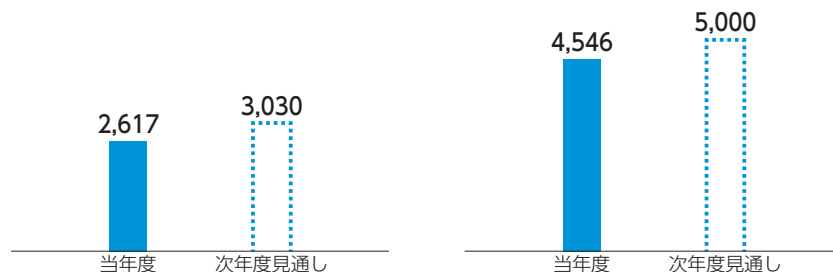
(千台)

次年度連結売上台数

3,030千台

次年度Hondaグループ販売台数

5,000千台



ライフクリエーション事業

連結売上台数

(千台)

Honda グループ販売台数

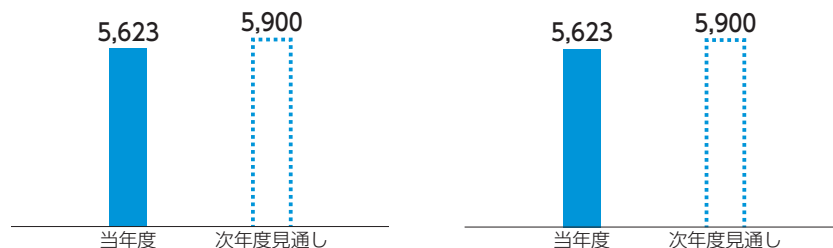
(千台)

次年度連結売上台数

5,900千台

次年度Hondaグループ販売台数

5,900千台



(2) 設備投資等の状況

当年度の設備投資の実施額は321,294百万円です。内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	前年度 (ご参考)	当年度	増減金額 (ご参考)	増減率 (%) (ご参考)
二輪事業	67,827	30,483	△37,344	△55.1
四輪事業	293,771	281,617	△12,154	△4.1
金融サービス事業	180	260	80	44.4
ライフクリエーション事業及び その他の事業	13,865	8,934	△4,931	△35.6
合計	375,643	321,294	△54,349	△14.5
オペレーティング・ リース資産 (外数)	2,244,893	2,001,898	△242,995	△10.8

(注) 上記の表には、無形資産を含めていません。

新機種の投入に伴う投資や、生産設備の拡充、合理化および更新ならびに販売施設や研究開発施設の拡充などを行いました。

(3) 資金調達の状況

生産販売事業における必要資金については、主に営業活動から得られる資金、銀行借入金および社債の発行などによりまかっています。これら生産販売事業の資金調達に伴う当年度末の債務残高は、4,800億円となっています。

また、顧客および販売店に対する金融サービスでの必要資金については、主にメディアムタームノート、銀行借入金、金融債権の証券化、オペレーティング・リース資産の証券化、コマーシャルペーパーの発行および社債の発行などによりまかっています。これら金融子会社の資金調達に伴う当年度末の債務残高は、7兆2,482億円となっています。

① 経営方針・経営戦略等

当社グループは、「人間尊重」と「三つの喜び」（買う喜び、売る喜び、創る喜び）を基本理念としています。「人間尊重」とは、自立した個性を尊重しあい、平等な関係に立ち、信頼し、持てる力を尽くすことで、共に喜びをわかちあうという理念であり、「三つの喜び」とは、この「人間尊重」に基づき、お客様の喜びを源として、企業活動に関わりをもつすべての人々と、共に喜びを実現していくという信念であります。

こうした基本理念に基づき、「わたしたちは、地球的視野に立ち、世界中の顧客の満足のために、質の高い商品を適正な価格で供給することに全力を尽くす」という社是を実践し、株主の皆さまをはじめとするすべての人々と喜びを分かち合い、企業価値の向上に努めていきます。

また、2030年に向けた全社ビジョンとして、「すべての人に、“生活の可能性が広がる喜び”を提供する」と定め、次の3つの方向性に基づいて、様々な取り組みを行ってまいります。

- 1 クリーンで安全・安心な社会へ
- 2 移動と暮らしの価値創造
- 3 多様な社会・個人への対応

当社グループは、「地球環境への負荷をなくすこと」、「尊い命を守る安全を達成すること」の価値を改めて認識し、環境と安全について、徹底的に取り組んでいきます。

1 クリーンで安全・安心な社会へ

2050年カーボンニュートラル、交通事故死者ゼロの実現をめざす、という目標を掲げ各領域で取り組んでいきます。

a. カーボンニュートラルの実現に向けて

当社グループは、環境のトップランナーとして今まで開発してきた電動化技術をもとに、今後は電動車の導入を積極的に進めていきます。カーボンニュートラルの実現に向けて、地球上で人々が持続的に生活していくための、「環境負荷ゼロ」の循環型社会をめざします。そこでカーボンニュートラル、クリーンエネルギー、リソースサーキュレーションの3つを柱として取り組んでいきます。当社グループが生産・販売する製品だけではなく、企業活動を含めた、ライフサイクルでの環境負荷ゼロをめざし、パリ協定における「1.5°Cシナリオ」に沿った目標値を設定します。

b. 交通事故死者ゼロの実現に向けて

モビリティを提供する企業の責任として、当社グループは、「Safety for Everyone」という考え方のもと、道を使うすべての人が安心して暮らせる「事故に遭わない社会」の実現をめざし、安全技術の研究開発と普及に努めています。2050年に全世界で、当社グループの二輪、四輪製品が関与する交通事故死者ゼロをめざして取り組んでいきます。従来から取り組んできた衝突安全性能に加え、現在は事故そのものを未然に防ぐ、安全運転支援システム「Honda SENSING（ホンダセンシング）」の普及と進化に取り組んでいます。

こうした安全技術に加え、運転者や歩行者など、道を使うすべての人が、安全の意識を持ち、安心して移動できる社会を実現するために、交通安全の啓発にも長年取り組んでおり、今後もグローバルで展開していきます。

2 移動と暮らしの価値創造

モビリティ・ロボティクス・エネルギーの3つの分野で自由で楽しい移動の喜びの提供と生活が変わる・豊かになる喜びの提供をめざしていきます。

a. 自由で楽しい移動の喜び

二輪・四輪など、幅広いモビリティを持つ当社グループならではの強みを活かし、生活の隅々まで移動の自由を提供する、新たなモビリティサービスの取り組みを、各地域で、他社とのパートナーシップも活用しながら始めていきます。

b. 生活が変わる・豊かになる喜び

安全・安心でクリーンなエネルギーを、モビリティを通じて生活の中で共有利用できる取り組みを行っていきます。

3 多様な社会・個人への対応

先進国や新興国にかかわらず多様な社会に向けて、また、多様な文化・価値観を持つすべての人に向けて、最適な商品・サービスの提供をめざしていきます。

これらの方向性への取り組みの一つとして、当社グループは「Honda eMaaS」というコンセプトの実現に向けて取り組みを始めています。「Honda eMaaS」は、モビリティサービスとエネルギーサービスをつなげることで、人々に自由な移動を提供すると同時に、再生可能エネルギーの拡大に貢献することです。

この「Honda eMaaS」は、今後増えてくる当社グループの電動モビリティやエネルギー機器などの電動製品群を統合管理することにより、お客

さまの移動と暮らしをシームレスにつなげ、生活が変わる・豊かになる喜びをカーボンフリーで提供することをめざしていきます。

② 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、大きな転換期を迎えています。価値観の多様化や、高齢化の進展、都市化の加速、気候変動の深刻化、さらに電動化、自動運転化、IoTといった技術の進化による産業構造の変化が、グローバルレベルで進んでいます。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による社会や個人の価値観や、地球環境問題への意識は大きく変化しています。将来の成長に不可欠な「強い商品・強いものづくり・強い事業」を確実につくりあげることが必要です。

二輪事業は市場環境を見ると、従来の既存メーカーに加え、新興メーカーとの競争がさらに激しくなっています。また、各国での環境規制強化への対応、新たな市場の拡大に向けた取り組みが必要となるなど、事業環境はこれまで以上に急激に変化を続けています。当社グループは新興国すべての政府目標を、大きく上回るCO₂削減目標率を掲げ、電動化だけでなく燃費改善やバイオ燃料の活用などにも取り組み、二輪の環境トップランナーをめざしていきます。

四輪事業における電動化については、お客さまの受容性やインフラ環境、再生可能エネルギーの普及など、地域の特性に合わせカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいきます。

ライフクリエーション事業及びその他の事業は従来からの「パワープロダクツ商品の提供」と、エネルギーなど「将来に向けた新事業」で、移動と

(4) 対処すべき課題

暮らしに新価値を提供していきます。さらに電動モビリティとエネルギーサービスをつなぐことで、自由な移動と再生可能エネルギーの利用拡大へ貢献し、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいきます。

③ 優先的に対処すべき課題

経営環境を踏まえ、当社グループが持続的な成長を続け、様々な社会の課題解決に貢献するために、当社グループならではの価値提供の実現に向けた、次世代への新たなチャレンジとして以下の課題に取り組んでいきます。

1 将来の成長に向けた仕込み

a. 次世代技術への取り組み

今後の自動車業界は電動化、安全運転支援技術、コネクテッドなどの技術革新への対応が企業の競争力を左右することが考えられます。当社グループは二輪、四輪、ライフクリエーションの各事業でこれらの次世代技術を搭載した製品・サービスの開発、早期の事業性の確立に取り組んでいきます。

電動化については、今まで開発してきた電動化技術をもとに、今後はEV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）の拡大を積極的に進めていきます。そのためにバリューチェーン全体で車づくりの変化への対応に取り組んでいきます。特にバッテリーについては、独自で全固体電池の開発を行っており、2021年度より実証ラインでの生産技術の検証を開始します。

安全運転支援技術については、事故そのものを未然に防ぐ、安全運転支援システム

「Honda SENSING」の普及と進化に取り組んでいきます。今後も他社とのパートナーシップも活用しながら将来社会を見据えた共同開発、事業化に向けた取り組みを進め、さらにレベル3自動運転での研究開発で培われた知見、ノウハウをADAS（先進運転支援システム）のさらなる知能化に活かし、事故カバー率を向上させることで、クリーンで安全・安心な社会の実現をめざしていきます。

b. 新事業への取り組み

「Honda eMaaS」では、当社グループの電動モビリティやエネルギー機器が、電力の一時的な蓄放電装置として機能し、電力の安定化に貢献するなど、社会全体の電力の有効活用に、当社グループのエネルギー技術が寄与することを想定しています。これを実現するためにはモビリティサービスにおいては、電動車による移動やモノの運搬サービスといった領域への取り組みが必要です。また、エネルギーサービスにおいては、エネルギー機器をモビリティの動力として「つかう」だけでなく、電力を「つくり」、家庭の電源と「つながる」ことで、必要な時に必要な場所で効率的に電気を使えるようになるなど移動する電源としての領域への取り組みが必要です。

これらの各領域にソリューションを提案していくことで、すべての人に“生活の可能性が広がる喜び”を提供したいと考えています。

2 既存事業の盤石化

次の取り組みを着実に進めることで戦略立案機能の強化、ならびに対他競争力の高いものづくり基盤を構築し、強い事業を実現していきます。

a. 戦略実現に向けた体制の構築

環境変化に即座に対応でき、お客さまに喜んでいただける商品をタイムリーに世の中へ提供できる強い事業をつくりあげるため、営業 (S)、生産 (E)、開発 (D)、購買 (B) の各領域を統合した一体運営体制としています。

これにより、商品企画・開発・購買・生産・販売の全体を捉えた事業戦略の立案とスピーディな実行が可能となるとともに、フロントローディングによる高精度な新機種開発と、開発から量産までの一貫したオペレーションで、ものづくりの改革と安定生産を実現していきます。

b. ものづくりの改革

四輪車は、Hondaらしいチャレンジングな商品づくりを目標に、各地域のニーズに応じてグローバルモデルと、地域専用モデルを強化してまいりました。これらの競争力をさらに高めるためには、商品力に加え、効率のよいものづくりも不可欠です。それを実現するために、各領域での体質強化にも取り組んでいます。量産車の開発効率や、部品の共有化を高める全社的な取り組みである「ホンダ アーキテクチャー」を導入し、グローバルモデルから順次投入し、適用を拡大することなどにより、既存事業の効率を高め、その工数を先進領域の研究・開発に充てることで、将来に向けた開発を加速していきます。

生産能力の適正化は、各地域で着実に進めており、グローバルでの稼働率を向上させていきます。

c. 品質の一層の向上

当社グループでは桁違いに高い品質の商品

を実現していくために、サプライヤーを含め設計・開発から生産、販売・サービスに至る各段階での品質の一層の向上のための活動を継続的に行ってきました。今後は電動化、安全運転支援技術、そしてIoTを取り入れた新たなモビリティへのチャレンジなど異業種を含む他社との連携を行い、オープンイノベーションを通じた「新たな価値」の創造に向けチャレンジします。そのため、お客さまに提供する製品・サービスなどの品質だけでなく、「移動」と「暮らし」の進化に合わせ、お客様とのあらゆる接点において各領域で質を追求し、桁違いに高い品質を実現する活動を進化させます。

また、四輪事業において2020年4月より、各本部の品質改革部門を統合し、品質改革本部を新設し、取り組みを始めています。

d. 社会からの信頼と共感の向上

引き続き先進の安全・環境技術を適用した商品の提供を行っていくことに加え、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、リスク管理、社会貢献活動などの取り組みを通じ、社会から信頼と共感を得られるよう努めていきます。

以上のような企業活動全体を通じた取り組みを行い、株主、投資家、お客さまをはじめ、広く社会から「存在を期待される企業」となることをめざしていく所存でございます。

(5) 重要な子会社の状況等

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業の内容	
			セグメントの名称	事業形態
㈱本田技術研究所 (注)3 (埼玉県)	7,400百万円	100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	研究開発
㈱ホンダファイナンス (東京都)	11,090百万円	100.0%	金融サービス事業	金融
アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド (注)4 (米 国)	299百万米ドル	100.0%	二輪事業 四輪事業 金融サービス事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	統轄会社 販 売
ホンダエアロ・インコーポレーテッド (米 国)	80百万米ドル	100.0%	ライフクリエーション事業及びその他の事業	生 産
ホンダオブアメリカマニュファクチュアリング・インコーポレーテッド (米 国)	561百万米ドル	*100.0%	四輪事業	生 産
アメリカンホンダファイナンス・コーポレーション (米 国)	1,366百万米ドル	*100.0%	金融サービス事業	金融
ホンダエアクラフトカンパニー・エル・エル・シー (米 国)	160百万米ドル	*100.0%	ライフクリエーション事業及びその他の事業	研究開発 生産販売
ホンダマニュファクチュアリングオブアラバマ・エル・エル・シー (米 国)	400百万米ドル	*100.0%	四輪事業	生 産
ホンダマニュファクチュアリングオブインディアナ・エル・エル・シー (米 国)	200百万米ドル	*100.0%	四輪事業	生 産
ホンダトランスミッションマニュファクチュアリング オブアメリカ・インコーポレーテッド (米 国)	42百万米ドル	*100.0%	四輪事業	生 産
ホンダアールアンドディアメリカズ・インコーポレーテッド (米 国)	22百万米ドル	*100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	研究開発
ホンダカナダ・インコーポレーテッド (カナダ)	226百万カナダドル	*100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売
ホンダカナダファイナンス・インコーポレーテッド (カナダ)	285百万カナダドル	*100.0%	金融サービス事業	金融
ホンダ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ (メキシコ)	13,655百万メキシコペソ	*100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売
ホンダモーターヨーロッパ・リミテッド (英 国)	665百万英ポンド	100.0%	二輪事業 四輪事業 金融サービス事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	統轄会社 販 売
ホンダオブザユー・ケー・マニュファクチュアリング・リミテッド (英 国)	670百万英ポンド	*100.0%	四輪事業	生 産
ホンダファイナンスヨーロッパ・パブリックリミテッドカンパニー (英 国)	38百万英ポンド	*100.0%	金融サービス事業	金融
ホンダバンク・ゲー・エム・ペー・ハー (ドイツ)	78百万ユーロ	*100.0%	金融サービス事業	金融
ホンダターキー・エー・エス (トルコ)	180百万トルコリラ	*100.0%	二輪事業 四輪事業	生産販売
本田技研工業(中国)投資有限公司 (中 国)	132百万米ドル	100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	統轄会社 販 売
本田汽车零部件製造有限公司 (中 国)	200百万米ドル	*100.0%	四輪事業	生 産
ホンダモーターサイクルアンドスクーター インディアプライベート・リミテッド (インド)	3,100百万インドルピー	*100.0%	二輪事業	生産販売
ホンダカーズインディア・リミテッド (インド)	10,727百万インドルピー	*100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売
ピー・ティ・ホンダ・プレジジョン・パーツ・ マニュファクチュアリング (インドネシア)	150百万米ドル	*100.0%	四輪事業	生 産
ピー・ティ・ホンダプロスペクトモーター (インドネシア)	70百万米ドル	51.0%	四輪事業	生産販売
ホンダ・マレーシア・エスディーエヌ・ ビーエイチディー (マレーシア)	170百万マレーシアリンギット	51.0%	四輪事業	生産販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業の内容	
			セグメントの名称	事業形態
ホンダフィリピンズ・インコーポレーテッド (注)5 (フィリピン)	3,190百万 ^{ペソ}	99.6%	二輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売
台湾本田股份有限公司 (台湾)	3,580百万 ^{台湾ドル}	100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	販売
アジアホンダモーターカンパニー・リミテッド (タイ)	10,888百万 ^{タイ}	100.0%	二輪事業 四輪事業 金融サービス事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	統轄会社 販売
ホンダリーシング(タイランド) カンパニー・リミテッド (タイ)	5,550百万 ^{タイ}	*100.0%	金融サービス事業	金融
ホンダオートモービル(タイランド) カンパニー・リミテッド (タイ)	5,460百万 ^{タイ}	*89.0%	四輪事業	生産販売
タイホンダマニュファクチュアリング カンパニー・リミテッド (注)6 (タイ)	550百万 ^{タイ}	*72.5%	二輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売
ホンダベトナムカンパニー・リミテッド (ベトナム)	1,190,822百万 ^{ベトナム}	*70.0%	二輪事業 四輪事業	生産販売
ホンダモートル・デ・アルヘンティーナ・ エス・エー (アルゼンチン)	14,116百万 ^{アルゼンチン}	*100.0%	二輪事業 四輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売
ホンダサウスアメリカ・リミターダ (ブラジル)	119百万 ^{ブラジル}	100.0%	二輪事業 四輪事業 金融サービス事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	統轄会社
バンコホンダ・エス・エー (ブラジル)	524百万 ^{ブラジル}	*100.0%	金融サービス事業	金融
ホンダオートモーベイス・ド・ブラジル・ リミターダ (ブラジル)	882百万 ^{ブラジル}	*100.0%	四輪事業	生産販売
モトホンダ・ダ・アマゾニア・リミターダ (ブラジル)	1,466百万 ^{ブラジル}	*100.0%	二輪事業 ライフクリエーション事業及びその他の事業	生産販売

- (注) 1. 資本金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。
2. *印は連結子会社による所有を含む比率で表示しています。
3. 当社は、当年度において、当社と(株)本田技術研究所のデザインなど一部機能を除く四輪商品開発機能を統合、ならびにその他1社を合併しました。
4. アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッドは、当年度において、ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド、その他1社を合併しました。
5. 当社の連結子会社であるホンダフィリピンズ・インコーポレーテッドはその事業の重要性が高くなりましたので、当社の重要な子会社となりました。
6. 当年度において、タイホンダマニュファクチュアリングカンパニー・リミテッド、エー・ピー・ホンダカンパニー・リミテッド、その他1社を合併し新会社を設立しました。新会社の名称はタイホンダマニュファクチュアリングカンパニー・リミテッドを継続します。
7. 当年度の連結子会社は前述の38社を含む348社、持分法適用会社は67社です。

2. 会社の株式に関する事項

当年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数(株)	対象となる役員の員数(名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	7,800	1
社外取締役(監査等委員を除く)	-	-
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-
社外取締役(監査等委員)	-	-

(注) 上記株式数には、金銭換価された株式数(取締役1名、7,888株)は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況等
取締役会長	神子柴 寿昭	取締役会議長 渉外担当取締役	
代表取締役社長	八郷 隆弘	最高経営責任者	
代表取締役副社長	倉石 誠司	最高執行責任者 戦略・事業・地域担当取締役 コーポレートブランドオフィサー	
専務取締役	竹内 弘平	財務・管理担当取締役(経理、財務、人事、コーポレートガバナンス) 安全運転普及本部長 コンプライアンスオフィサー	
専務取締役	三部 敏宏	ものづくり担当取締役 (研究開発、生産、購買、品質、パーツ、サービス、知的財産、標準化、IT) リスクマネジメントオフィサー	(株)本田技術研究所代表取締役社長
取締役	小出 寛子 社外 独立役員		三菱電機(株)社外取締役 (株)J-オイルミルズ社外取締役
取締役	國分 文也 社外 独立役員		丸紅(株)取締役会長 大成建設(株)社外取締役
取締役相談役	伊東 孝紳		
取締役 (常勤監査等委員)	吉田 正弘		
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木 雅文		
取締役 (監査等委員)	高浦 英夫 社外 独立役員		公認会計士 東京電力ホールディングス(株)社外取締役 (株)INCJ社外監査役
取締役 (監査等委員)	田村 真由美 社外 独立役員		清水建設(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	酒井 邦彦 社外 独立役員		弁護士 TMI総合法律事務所顧問弁護士 古河電気工業(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役 小出寛子、國分文也、高浦英夫、田村真由美および酒井邦彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は、小出寛子、國分文也、高浦英夫、田村真由美および酒井邦彦の各氏を、東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 当社は、小出寛子氏が社外取締役を務める三菱電機(株)、および酒井邦彦氏が社外監査役を務める古河電気工業(株)との間に自動車部品購入等の取引関係があります。その他の各社と当社との間に資本および取引等の特別な関係はありません。
4. 日常的な情報収集および内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて監査等委員会の活動の実効性を確保するため、吉田正弘、鈴木雅文の両氏を常勤の監査等委員に選定しています。
5. 監査等委員である取締役 鈴木雅文氏は、当社および当社の子会社における財務・経理部門において十分な業務経験を有しており、また、監査等委員である取締役 高浦英夫氏は、公認会計士として豊かな知識と経験を有しており、両氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社では、地域や現場での業務執行を強化し迅速かつ適切な経営判断を行うため、執行役員制度を導入しています。執行役員の構成はつぎのとおりです。(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	藤野 道格	ホンダエアクラフトカンパニー・エル・エル・シー取締役社長
常務執行役員	青山 真二	北米地域本部長 アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長 最高経営責任者
常務執行役員	貝原 典也	四輪事業本部事業統括部長
常務執行役員	松川 貢	ホンダオブアメリカマニュファクチュアリング・インコーポレーテッド取締役社長
常務執行役員	安部 典明	二輪事業本部長
常務執行役員	水野 泰秀	四輪事業本部長
常務執行役員	井上 勝史	中国本部長 本田技研工業(中国)投資有限公司総経理 本田技研科技(中国)有限公司総経理
常務執行役員	高橋 尚男	四輪事業本部ものづくりセンター所長 (株)本田技術研究所取締役

7. 2021年4月1日付で取締役および執行役員について以下の昇格・就任がありました。
()内は2021年3月31日現在の役職です。

代表取締役社長	三部 敏宏	(専務取締役)
常務執行役員	大津 啓司	(執行職)
常務執行役員	野村 欣滋	(執行職)

8. 当社は、環境変化に柔軟かつスピーディに対応する役員体制の進化を目的に、2020年4月より執行職制度を導入しています。執行職は、経営の指示・監督のもと、各担当する領域の業務執行の責任者として会社の運営に携わっています。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	652	428	95	129	7
社外取締役 (監査等委員を除く)	33	33	—	—	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	145	145	—	—	2
社外取締役 (監査等委員)	50	50	—	—	3
計	883	658	95	129	15

- (注) 1. 役員報酬限度額は、取締役(監査等委員を除く)分年額1,160百万円以内、取締役(監査等委員)分年額270百万円以内です。
2. 上記については、当年度において、当社が当社役員に対して支給した報酬等の金額を記載しており、2020年6月19日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名、社外取締役(監査等委員を除く)1名に対する支給額を含んでいます。
3. 取締役(監査等委員を除く)の賞与は、前述の取締役(監査等委員を除く)分役員報酬限度額に含まれており、2021年5月14日開催の取締役会にて決議された支給金額を記載しています。
4. 株式報酬の総額は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託に関して当年度中に付与した株式交付ポイントに係る費用計上額であり、非金銭報酬等に該当します。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、賞与においては、各年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等、株式報酬においては、連結営業利益率等の財務指標、ブランド価値・ESG等の非財務指標の成長度としています。

当該指標を選択した理由は、賞与については、各年度における企業価値に対する貢献や、株主・従業員への企業責任を果たした度合いを計るものとして、また、株式報酬については、中長期での企業価値の持続的な向上に対する貢献を計るものとして、それぞれ重要な指標と判断したためです。

業績連動報酬の額は、賞与については、過去の各指標と支給額との相関実績およびその時の事業状況に基づいて、取締役会で決定しています。株式報酬の額は、各指標の3事業年度の成長度を参照のうえ、取締役会で承認された算定方法に基づき、50%~150%の業績連動係数の範囲内で決定しています。

業績連動報酬に係る各指標の具体的な目標は設定していませんが、賞与については、過去の各指標と支給額との相関実績およびその時の事業状況に基づいて評価し、株式報酬については、3事業年度の成長度に基づき評価しています。

なお、当年度における評価結果は、賞与については基準額に対して20%の減額、株式報酬については業績連動係数97%での支給としています。

③非金銭報酬等に関する事項

持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、取締役会で承認された基準および手続に基づき、中長期の業績と連動して当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を、当社株式に生じる配当とともに交付および給付しています。

その交付および給付状況については、「2.会社の株式に関する事項 当年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

当社の役員の報酬等については、2017年6月15日開催の定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬額を年額11億6,000万円以内（うち社外取締役年額3,400万円以内）と、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額2億7,000万円以内と、それぞれ決定しています。なお、当該株主総会決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の数は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の数は5名です。

また、2018年6月14日開催の定時株主総会の決議により、上記報酬額とは別枠で、業務執行を行う国内居住の取締役および執行役員に対し、約3年間の信託期間に対して39億1,000万円を上限として拠出する信託から、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を、当社株式に生じる配当とともに交付および給付する株式報酬制度を導入しています。なお、当該株主総会決議時の本制度の対象となる取締役の数は5名、執行役員数は16名です。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

1 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

取締役会の決議により決定します。なお、取締役会は、決定方針の決定または変更を行う場合、事前に監査等委員会が形成した意見を聴取したうえで、審議を行います。

2 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計され、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬と、当該年度の業績に連動した賞与、および中長期の業績と連動した株式報酬によって構成されています。

個人別の月度報酬は、取締役会で承認された報酬基準に基づいて、多様で優秀な人材を引きつけることができるよう、他社の水準等を考慮して相応な金額を支給しています。

個人別の賞与は、各年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等を指標とし、過去の各指標と支給額との相関実績およびその時の事業状況に基づいて、取締役会の決議によって決定し、金銭にて支給しています。

個人別の株式報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、取締役会で承認された基準および手続に基づいて、中長期の業績と連動して自社株式および金銭を支給しています。株式報酬の指標は、連結営業利益率等の財務指標、ブランド価値・ESG等の非財務指標の成長度としています。株式報酬の額は、各指標の3事業年度の成長度を参照のうえ、取締役会で承認された算定方法に基づき、50%～150%の業績連動係数の範囲内で決定しています。

業務執行を行う取締役の個人別の報酬等のうち、月度報酬、賞与および株式報酬の構成比率は、月度報酬が50%、賞与および株式報酬の合計が50%となるよう設定しています。

社外取締役その他業務執行を行わない取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等は、月度報酬のみで構成されています。

月度報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給しており、賞与は、取締役会の決議により、年1回支給しています。また、株式報酬は、取締役会で承認された株式交付規程に従い、毎年一定のポイントを付与し、原則としてポイント付与の3年後にポイントを株式へ変換し、株式の一部を金銭に換えたうえで支給しています。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の決定は、株主総会の授権の範囲内において取締役会で承認された報酬基準等および取締役会の決議により行っています。

取締役会は、役員報酬制度および報酬基準等の決定または変更を行う場合、事前に監査等委員会が形成した意見を聴取したうえで、審議を行っています。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議によって決定し、支給する月度報酬のみで構成されています。

3 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会の授権の範囲内において取締役会で承認された報酬基準等および取締役会の決議により決定されています。

取締役会は、5名の社外取締役を含み、また、役員報酬制度および報酬基準等の決定または変更を行う場合、事前に監査等委員会が形成した意見を聴取したうえで、審議を行っています。

このことから、取締役会は、当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

(3) 社外役員の当年度における主な活動状況等

当年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	当年度における主な活動状況
取締役	小出 寛子	取締役会 (開催11回中11回)	当初の期待通り、役員を含む外資系企業での勤務経験を通じて培った幅広い視野や企業経営に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会等において、積極的な発言を行っています。また、当社事業所の視察や業務執行取締役との議論を行うなど、独立した立場から経営に対する監督機能を十分に果たしています。
取締役	國分 文也	取締役会 (開催9回中8回)	当初の期待通り、グローバルに事業活動を展開する商社における経営経験を通じて培った幅広い視野や企業経営に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会等において、積極的な発言を行っています。また、当社事業所の視察や業務執行取締役との議論を行うなど、独立した立場から経営に対する監督機能を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	高浦 英夫	取締役会 (開催11回中11回) 監査等委員会 (開催10回中10回)	当初の期待通り、公認会計士としての経験を通じて培った幅広い視野、豊富な知見と財務に関する高い専門性に基づき、当社の取締役会や監査等委員会等において、積極的な発言を行っています。また、監査活動や当社事業所の視察、業務執行取締役との議論を行うなど、独立した立場から経営に対する監督機能を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	田村 真由美	取締役会 (開催11回中11回) 監査等委員会 (開催10回中10回)	当初の期待通り、複数企業における財務領域の役員としての経験を通じて培った幅広い視野や企業経営に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会や監査等委員会等において、積極的な発言を行っています。また、監査活動や当社事業所の視察、業務執行取締役との議論を行うなど、独立した立場から経営に対する監督機能を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	酒井 邦彦	取締役会 (開催11回中11回) 監査等委員会 (開催10回中10回)	当初の期待通り、検事および弁護士としての経験を通じて培った幅広い視野、豊富な知見と法律に関する高い専門性に基づき、当社の取締役会や監査等委員会等において、積極的な発言を行っています。また、監査活動や当社事業所の視察、業務執行取締役との議論を行うなど、独立した立場から経営に対する監督機能を十分に果たしています。

(注) 1. 社内取締役の取締役会への出席率および社内の監査等委員である取締役の監査等委員会への出席率は、いずれも100%です。

2. 取締役 國分文也氏の出席状況については、2020年6月19日の就任後に開催された取締役会を対象としています。

4. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グローバルな視野に立って世界各国で事業を展開し、企業価値の向上に努めています。成果の配分にあたりましては、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、長期的な視点に立ち将来成長にむけた内部留保資金や連結業績などを考慮しながら決定していきます。配当は、配当金額の親会社の所有者に帰属する当期利益に対する比率(配当性向)30%を目処に実施していきます。

当社の剰余金の配当は、年4回の配当を基本的な方針としています。配当の決定機関は、取締役会としています。

また、資本効率の向上および機動的な資本政策の実施などを目的として自己株式の取得も適宜実施していきます。

内部留保資金につきましては、将来の成長に不可欠な研究開発や事業拡大のための投資および出資と健全な財務体質の維持に充てていきます。

当年度の1株当たりの年間配当金につきましては110円としました。なお、四半期毎の配当金は、第1四半期末配当金11円、第2四半期末配当金19円、第3四半期末配当金26円、期末配当金54円となりました。

今後とも株主の皆さまのご期待に沿うべく努力をしてまいります。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	前年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当年度 (2021年3月31日現在)		前年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当年度 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債及び資本の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び現金同等物	2,672,353	2,758,020	営業債務	958,469	1,088,061
営業債権	633,909	801,814	資金調達に係る債務	3,248,457	3,005,624
金融サービスに係る債権	1,878,358	1,794,654	未払費用	449,716	415,106
その他の金融資産	190,053	295,307	その他の金融負債	209,065	182,145
棚卸資産	1,560,568	1,545,600	未払法人所得税	43,759	47,793
その他の流動資産	365,769	383,696	引当金	287,175	362,151
			その他の流動負債	593,447	614,577
流動資産合計	7,301,010	7,579,091	流動負債合計	5,790,088	5,715,457
非流動資産			非流動負債		
持分法で会計処理されている投資	655,475	891,002	資金調達に係る債務	4,221,229	4,715,361
金融サービスに係る債権	3,282,807	3,619,896	その他の金融負債	303,570	280,809
その他の金融資産	441,724	628,533	退職給付に係る負債	578,909	358,532
オペレーティング・リース資産	4,626,063	4,919,916	引当金	238,439	278,890
有形固定資産	3,051,704	3,021,514	繰延税金負債	698,868	842,001
無形資産	760,434	818,763	その他の非流動負債	344,339	357,141
繰延税金資産	132,553	99,552	非流動負債合計	6,385,354	6,832,734
その他の非流動資産	209,695	342,763	負債合計	12,175,442	12,548,191
非流動資産合計	13,160,455	14,341,939	資本		
資産合計	20,461,465	21,921,030	資本金	86,067	86,067
			資本剰余金	171,823	172,049
			自己株式	△273,940	△273,786
			利益剰余金	8,142,948	8,901,266
			その他の資本の構成要素	△114,639	196,710
			親会社の所有者に帰属する持分合計	8,012,259	9,082,306
			非支配持分	273,764	290,533
			資本合計	8,286,023	9,372,839
			負債及び資本合計	20,461,465	21,921,030

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前年度(ご参考) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	14,931,009	13,170,519
営業費用		
売上原価	△11,851,659	△10,439,689
販売費及び一般管理費	△1,641,590	△1,331,728
研究開発費	△804,123	△738,894
営業費用合計	△14,297,372	△12,510,311
営業利益	633,637	660,208
持分法による投資利益	164,203	272,734
金融収益及び金融費用		
受取利息	49,412	19,805
支払利息	△24,689	△13,877
その他(純額)	△32,645	△24,817
金融収益及び金融費用合計	△7,922	△18,889
税引前利益	789,918	914,053
法人所得税費用	△279,986	△218,609
当期利益	509,932	695,444
当期利益の帰属：		
親会社の所有者	455,746	657,425
非支配持分	54,186	38,019
1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)		
基本的小および希薄化後	260円13銭	380円75銭

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

	前年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当年度 (2021年3月31日現在)		前年度(ご参考) (2020年3月31日現在)	当年度 (2021年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	617,530	367,517	支払手形	—	11
売掛金	491,237	468,988	電子記録債務	28,667	25,382
有価証券	—	119,986	買掛金	245,821	251,762
製品	85,773	100,719	短期借入金	29,771	38,129
仕掛品	26,460	27,349	リース債務	1,394	6,055
原材料及び貯蔵品	34,978	35,203	未払金	101,599	127,793
前払費用	17,491	17,148	未払費用	78,248	144,086
未収入金	153,486	220,483	未払法人税等	824	520
その他	120,926	163,602	前受金	6,143	11,775
貸倒引当金	△323	△405	預り金	3,673	3,673
流動資産合計	1,547,561	1,520,594	前受収益	460	271
固定資産			製品保証引当金	64,699	48,188
有形固定資産			賞与引当金	32,053	39,952
建物	249,338	255,013	役員賞与引当金	126	125
構築物	37,851	35,331	執行役員賞与引当金	414	104
機械及び装置	172,232	191,032	その他	107,735	5,933
車両運搬具	7,872	6,626	流動負債合計	701,632	703,766
工具、器具及び備品	21,002	27,013	固定負債		
土地	346,615	346,082	社債	100,000	100,000
リース資産	3,466	9,953	長期借入金	17	16
建設仮勘定	20,972	15,569	リース債務	2,537	6,391
有形固定資産合計	859,351	886,621	繰延税金負債	11,788	—
無形固定資産			製品保証引当金	59,362	71,519
ソフトウェア	30,287	40,234	退職給付引当金	23,495	23,343
リース資産	0	1	役員株式給付引当金	227	304
その他	2,289	2,263	執行役員株式給付引当金	477	627
無形固定資産合計	32,578	42,498	その他	6,855	6,780
投資その他の資産			固定負債合計	204,762	208,982
投資有価証券	168,244	206,152	負債合計	906,395	912,748
関係会社株式	418,161	587,572	純資産の部		
関係会社出資金	88,542	89,150	株主資本		
長期貸付金	15	14	資本金	86,067	86,067
繰延税金資産	—	31,882	資本剰余金		
その他	17,458	24,634	資本準備金	170,313	170,313
貸倒引当金	△5,493	△5,688	その他資本剰余金	1	0
投資その他の資産合計	686,929	933,718	資本剰余金合計	170,314	170,314
固定資産合計	1,578,859	1,862,838	利益剰余金		
資産合計	3,126,421	3,383,432	利益準備金	21,516	21,516
			その他利益剰余金		
			特別償却積立金	211	103
			圧縮記帳積立金	16,495	16,484
			繰越利益剰余金	2,172,211	2,400,610
			利益剰余金合計	2,210,434	2,438,715
			自己株式	△274,037	△273,883
			株主資本合計	2,192,778	2,421,214
			評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	27,246	49,469
			評価・換算差額等合計	27,246	49,469
			純資産合計	2,220,025	2,470,683
			負債純資産合計	3,126,421	3,383,432

損益計算書

(単位：百万円)

	前年度(ご参考) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3,642,679	3,092,866
売上原価	2,534,874	2,160,914
売上総利益	1,107,804	931,952
販売費及び一般管理費	1,168,065	1,082,884
営業損失(△)	△60,260	△150,932
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	574,863	483,549
その他	30,442	36,744
営業外収益合計	605,305	520,294
営業外費用		
支払利息	182	677
減価償却費	9,648	3,762
固定資産賃貸費用	4,231	2,054
支払補償費	2,000	1,759
寄付金	1,624	1,132
為替差損	14,362	－
その他	965	612
営業外費用合計	33,017	9,998
経常利益	512,028	359,362
特別利益		
固定資産売却益	279	264
関係会社株式売却益	－	43,895
抱合せ株式消滅差益	1,108	309
移転価格税制調整金	4,500	－
その他	29	580
特別利益合計	5,917	45,050
特別損失		
固定資産処分損	7,359	3,604
関係会社事業損失	25,820	16,408
抱合せ株式消滅差損	－	3,506
関係会社株式評価損	9,011	－
その他	6,070	472
特別損失合計	48,261	23,992
税引前当期純利益	469,683	380,421
法人税、住民税及び事業税	55,692	48,322
法人税等調整額	40,963	△41,273
法人税等合計	96,656	7,048
当期純利益	373,027	373,372

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

本田技研工業株式会社
取締役会 御中

2021年5月17日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 知野 雅彦[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神塚 勲[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鎌田 健志[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本田技研工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、本田技研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

本田技研工業株式会社
取締役会 御中

2021年5月17日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	知野 雅彦 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神塚 勲 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 健志 [Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本田技研工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

本田技研工業株式会社
代表取締役社長 三部 敏宏 殿

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、TV会議システム等のリモート手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

本田技研工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 田 正 弘 ㊞
常勤監査等委員 鈴 木 雅 文 ㊞
監 査 等 委 員 高 浦 英 夫 ㊞
監 査 等 委 員 田 村 真由美 ㊞
監 査 等 委 員 酒 井 邦 彦 ㊞

(注) 監査等委員 高浦英夫、田村真由美及び酒井邦彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

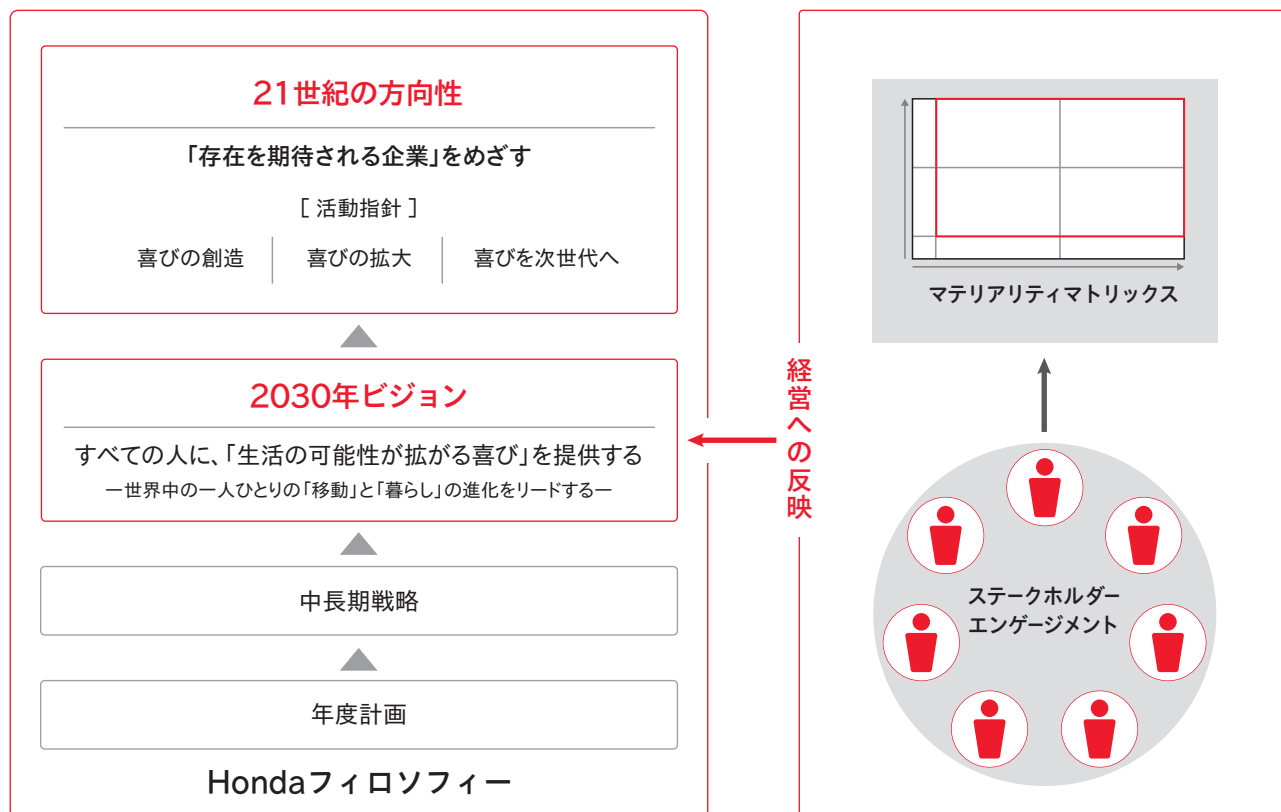
Hondaのサステナビリティ（ご参考）

「Hondaフィロソフィー」は、Hondaグループすべての企業と、そこで働くすべての従業員の価値観として共有され、あらゆる企業活動と、従業員の行動や判断の基準となっています。

さらに、企業の成長機会の創出とサステナブルな社会の実現を両立させるため、21世紀の方向性として「存在を期待される企業」を掲げ、「喜びの創造」「喜びの拡大」「喜びを次世代へ」という取り組みを推進しています。

これらの実現に向けて、Hondaが進むべき方向性を具体的に示したマイルストーンが、「2030年ビジョン」です。Hondaのサステナビリティにとって重要なことは、商品・サービスを通じた価値の提供によってステークホルダーの期待・要請に応えるとともに、環境や社会に対する影響への配慮など、企業の社会的責任を果たすことや、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献することです。

そこでHondaでは、ステークホルダーとHondaの両視点を踏まえて、中長期の事業戦略を策定しています。2つの視点を整理するにあたっては、「マテリアリティマトリックス」をガイドに、グローバルの地域ごとの特色に照らし合わせ、果たすべき役割や貢献すべき点を考慮しています。



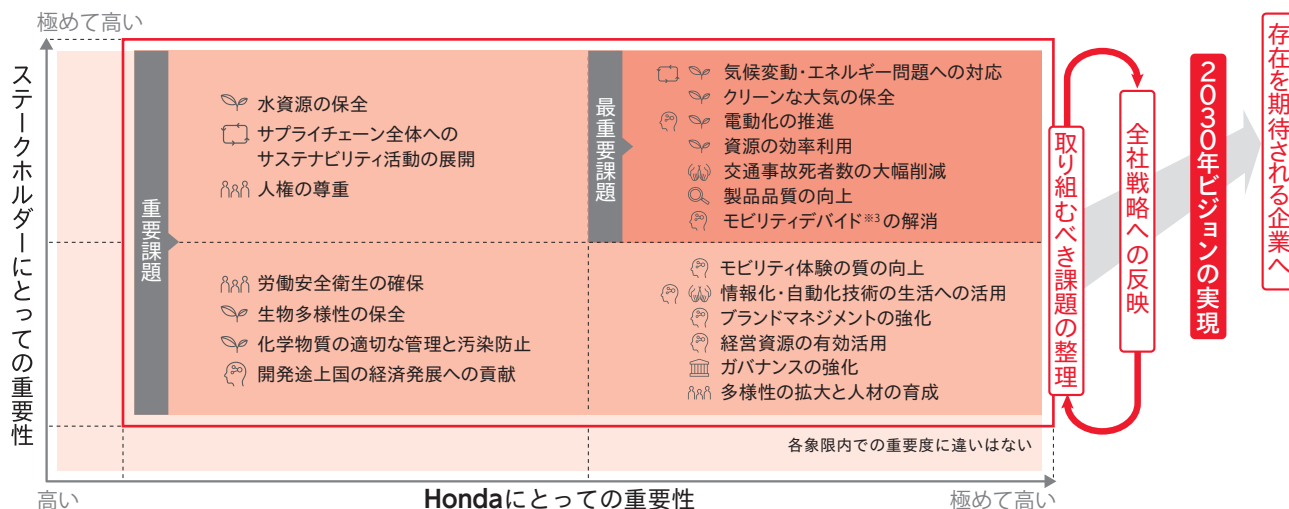
Hondaのサステナビリティ (ご参考)

ステークホルダーの視点を踏まえた課題評価

Hondaフィロソフィーを基点とした長期ビジョン達成に向けては、取り組むべき重要な課題をHondaとステークホルダーの2つの視点から整理しています。「マテリアリティマトリックス」はそうした課題を整理するための代表的なフレームワークであり、これを作成・活用することで、課題の網羅性を確認し、位置付けを明確化しました。

マテリアリティマトリックスの作成にあたっては、課題の抽出とその重要性の評価という2段階で行いました。課題の抽出は、社内各本部のメンバーによる議論に加え、技術革新の状況、SDGs^{*1}やパリ協定に記された社会課題も踏まえ、グローバルかつバリュー・チェーンの観点で実施しています。そしてこれら課題の重要性について、代表的なESG^{*2}評価機関や、企業のサステナビリティに精通した欧米のNGOとの対話などを通じて、ステークホルダー視点での評価を行いました。そのうえで、サステナビリティ戦略会議などにおいて、経営メンバーが評価・確認をしています。

こうして、「カーボンフリー社会の実現」や「交通事故ゼロ社会の実現」などを、モビリティカンパニーとして優先的に取り組むべき重要課題として可視化することができました。これらは、SDGsの目標13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」、目標7「すべての人々に手頃で信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」や目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」などの達成に貢献するものと考えています。このように、ステークホルダーの視点を踏まえて特定された重要課題は、ビジョン達成のための全社戦略に反映され、各事業活動へ織り込まれていきます。



※1 SDGs: Sustainable Development Goalsの略。2015年に国連持続可能な開発サミットにおいて採択された貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などに関する国際目標。

※2 ESG: Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス) の略。

※3 モビリティデバイド: 移動手段の違いによる人の生活の格差。

株式事務のご案内(ご参考)

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 第1四半期末配当 毎年6月30日 第2四半期末配当 毎年9月30日 第3四半期末配当 毎年12月31日 <small>※本株主総会において第1号議案が決議された場合、2021年度以降、配当の基準日は年2回(毎年9月30日、毎年3月31日)になります。</small>

上場証券取引所	国内：東京証券取引所 海外：ニューヨーク証券取引所
単元株式数	100株
株主名簿管理人および特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-232-711(通話料無料)

公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 [公告掲載 URL] https://www.honda.co.jp/investors/library/notice.html
証券コード	7267

住所変更、配当金のお受け取り方法の指定・変更、単元未満株式の買取・買増

株主様の口座がある証券会社等にお申し出ください。

※特別口座に株式が記録されている場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社にお申し出ください。

未払配当金の支払

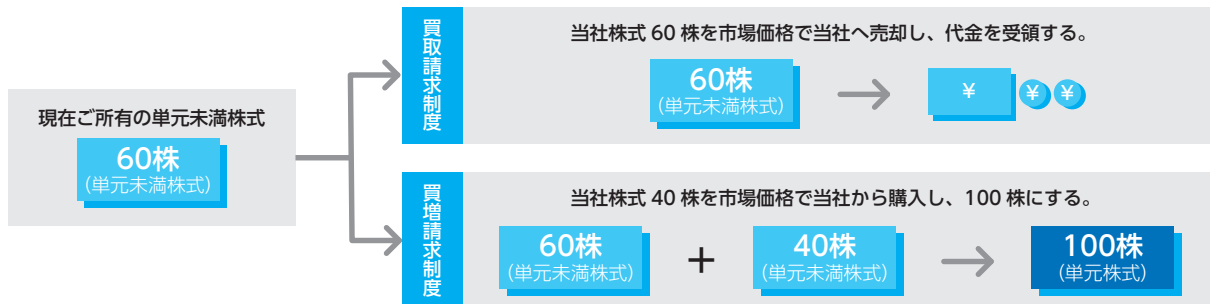
三菱UFJ信託銀行株式会社にお申し出ください。

☎ 0120-232-711(通話料無料)

単元未満株式の買取・買増請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式(1~99株)については、市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求または買増請求を行うことができます。

● 買取・買増制度の例(60株ご所有の場合)

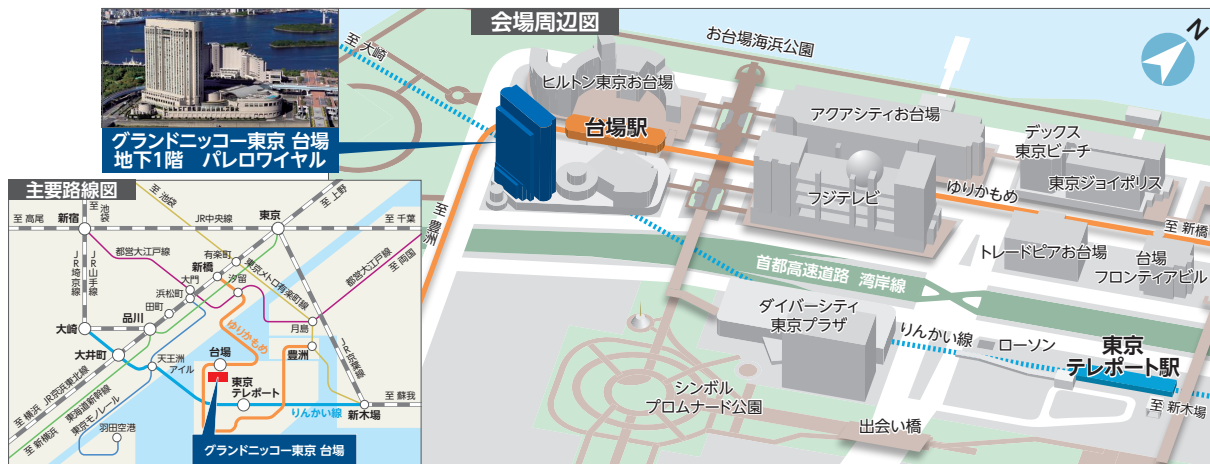


memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

定時株主総会会場 ご案内図

日時 2021年6月23日(水) 午前10時 (受付開始は午前9時を予定しております。)
会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル



最寄駅 ●ゆりかもめ 台場駅直結 ●りんかい線 東京テレポート駅より徒歩約15分

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について

本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本総会当日のご来場をお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

- 本総会の模様は、当日、株主様限定で開会から閉会までの状況をインターネットにてライブ中継いたします。また後日、当社ウェブサイト経由で動画（編集版）を配信いたします。
- 本総会会場と東京テレポート駅間の送迎バスの運行はございません。
- 本総会会場における当社製品の展示、製品カタログの配布、喫煙スペースのご用意、ならびに飲料のご提供はございません。
- 本総会会場でご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただくため、ご入場いただける人数が大幅に限定されます。ご入場いただける人数を超えるご来場がある場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ご来場時にご体調をお尋ねすることなどにより、ご入場までに時間がかかる場合が予想されますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
また、本総会会場内でのマスクの常時ご着用、ならびにアルコール消毒液のご使用にご協力ください。
- 37.5度以上の発熱が認められる株主様、ご体調が優れない株主様のご入場をお断りさせていただきます。
- 駐車場のご用意はございませんので、二輪車、四輪車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。